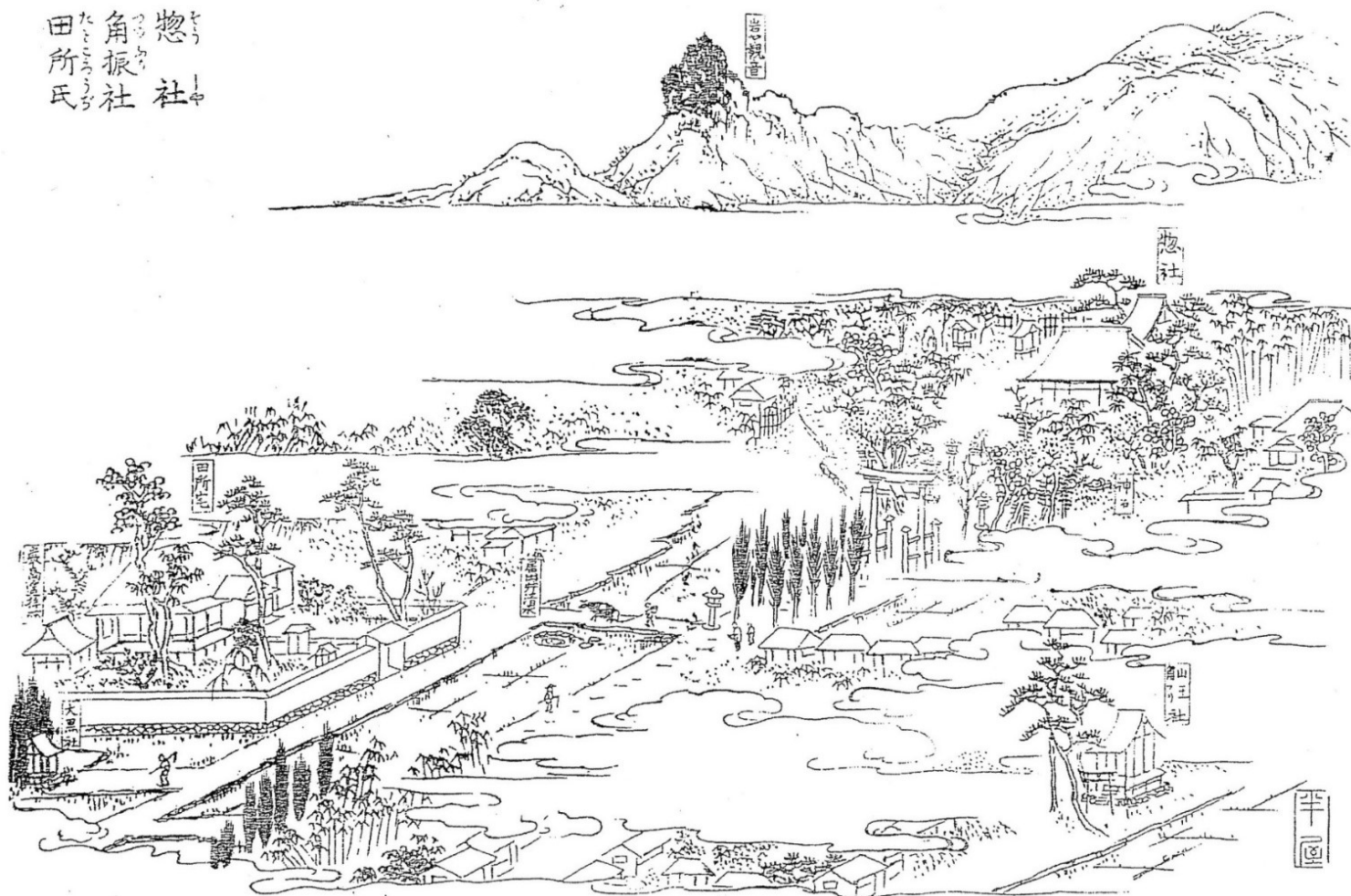




惣社
角振社
大田所氏

右図の出典は天保十三年正月版行

藝州嚴島図會(絵)卷之四

府中上卿田所氏

惣社

角振社

第一章 『広島縣史』の田所屋敷・国庁屋敷・厳島国府上卿屋敷



田所氏が厳島神社と国府・惣社と国府・松崎別宮の正三位上はつぎみ 初申 御神事定勅使祭主の後裔であり、田所屋敷が 国庁屋敷こくちようやしきと 厳島国府上卿屋敷いつくしまごふしやうけいやしきである根拠

一 『広島縣史』第二編 社寺志 神社 四六頁によると

上卿二員 一は安芸郡府中村に居る、伝え云う、古は年々朝廷より奉幣使ありしか、小松天皇(正しくは後小松天皇)の朝、石井(正しくは田所惣判官代太郎左衛門尉平朝臣)(一) 在俊を以て定勅使に補せられると、(子孫田所氏を称す)、一は厳島に居る。一に神主代と称す、もと神主は常に桜尾城に居れるが故に、風波の時、祭祀を闕かんことを恐れて代理員を置けるなり。(三宅氏後に林氏に改む)(2)

注(1) 『田所累系』此三度差出扣ひかえ

注(2) 広島縣史第二編 社寺志 神社 四六頁

(発行一九二一～一九二四 発行者 帝国地方行政学会)

二 『広島縣史』第一編 地志 百三十三頁によると

国府 中古以来、国衙ありし所、当時音便にてコフいい、後世は国府と称したり。安芸国府は、今の安芸郡府中村なり、国庁屋敷と呼ぶ地あり、往時の在庁田所家の裔、多家神社社司田所竹槌の現住地即是なり。(3)

注(3) 『広島縣史』 第一編 地志 百三十三頁

(発行一九二一～一九二四 発行者 帝国地方行政学会)



国立公文書館内閣文庫『風軒文書纂』ふうけんもんじよさん 厳島神社定勅使祭主田所主税元教家文書所収

国立公文書館内閣文庫『風軒文書纂』ふうけんもんじよさん 厳島神社定勅使祭主田所伊織元俊家文書所収

広島県重要文化財紙本墨書『田所文書』(安芸国衙領注進状一卷・沙弥讓状一卷)所蔵



安芸国庁屋敷 厳島国府上卿屋敷

田所明神社[厳島遙拝所(国庁神社・槻瀬明神)大黒社合祀]



第二章 天湯津彦命と阿岐国造

『国史大辞典』二、八四一頁によると国造は古代の地方豪族で伴造に対応する氏姓時代の地方官。⁽¹⁾『先代旧事本紀』「現代語訳」巻十国造本紀、五八七頁によると、「国造氏族は佐伯氏と伝えられ、厳島神社の神主となって以来、代々世襲してきた。田所明神社の田所氏も国造佐伯氏の後裔とされる。速谷神社は鮑速玉命(鮑速玉男命)を祭る。東広島市西条の三ツ城古墳は国造氏族の墓とされる。」⁽²⁾

注(1)『国史大辞典』2 八四一頁 (2)『先代旧事本紀』「現代語訳」五八七頁。

第一節 『広島県史』原始古代 阿岐国造 一二九頁、一八〇頁によると、「阿岐国地域に存在した国造として阿岐国造が唯一のものである。神武天皇東征神話に阿岐国に滞留のことが見え、東征途次の駐留地がいずれも要地であることから阿岐国も山陽の要衝と認識されていたことが推測される。阿岐国造の本拠については、阿岐国でもっとも広大な平地の開けているのが西条盆地であり、阿岐国最大の前方後円墳の三ツ城古墳(みつじょうふん)のあることからここから求める説も無視できない。しかしひるがえって考えてみれば、西条盆地はもちろん阿岐国造の領域内の重要地域であるけれど、やはりアキの地名の本拠地に求めるのが妥当であるとの立場にもとづくならば、安芸国のうちでもアキ郡アキ郷の地名を持ち、水陸の接点として重要な府中町に求めるのが妥当なのではなからうか。今日では瀬戸内海の水位がさがって陸地化したが、古代の府中是要港であり、神武天皇の埃宮・多祁理宮もここであつたとされてきたことなどをもあわせて考慮に入れるべきであろう。」⁽³⁾

注(3)『広島県史』原始古代 一二九頁・一八〇頁。

第二節 『芸藩通志』巻一 安芸国 国名考 二九頁 によると「安芸の国名は初めて古事記、日本紀に見ゆ、曰く、素戔鳴尊 下至于可愛之川上^{すさののみのみ}、但し古事記には安芸の字、阿岐に作る、……思うに、その上既に国名ありて、国主の人ありぬべし、三代実録、貞観九年、授安芸国安芸津彦神、正五位下」とあり、此安芸津彦の神、もと此の国もりにて死後にこれを廟祭せしなるべし、先代旧事本紀 国造本紀に、志賀高穴穗朝、天湯津彦命五世孫 鮑速玉命 定二賜 阿岐国造^{あきのくにのみやう}とあり……国府 古制、国ごとに府をおき守介掾属(目)、これに居て政を聴く、故国に必ず府あり、府に必ず守介掾属(目)あり、安芸国府は今の安芸郡府中村是なり、……」⁽⁴⁾

注(4)『芸藩通志』巻一 二九頁。

第三節 『芸州府中荘誌』第九章 司官、行政 第一節 安芸国一上古 によると「……国造は「クニノミヤツコ」 国の御奴と訓ず(訓をつける)、国を治める臣下の義なり(国を治める臣下という意味なり)……而してこの国の統率者たりし名族は、神武東征に際し、安芸津彦(主長・首長の義なり、人名に非ず)(出迎えて奉饗せりと伝説あり、是後に阿岐(安芸)の国造たりし、鮑速玉命の先世なるべし。……」⁽⁵⁾

注(5)『芸州府中荘誌』 二二二頁。

第四節 『広島県史』原始古代
神話に表れる広島県地域『広島県史』原始古代、一四六頁によると

県内の氏姓層 『広島県内』に分布する国造氏族のうち、最有力とみられる阿岐国造についてみれば、その氏族は佐伯郡上平良鎮座の速谷神社とされ、西条盆地御園宇の三ツ城古墳はその墳墓であるうと推測されている。その本拠については安芸郡安芸郷の地名が古い由緒をもつものと推定される。⁽⁶⁾

注(6)『広島県史』原始古代 一四六頁。

第六節 『延喜式神名帳』『東京国立博物館所蔵』によると、名神大・月次・新嘗の官幣大社の名神大社であつた二の宮の速谷神社(廿日市市平良)⑦の主祭神は、天湯津彦命五世の孫・阿岐国造 鮑速玉命(鮑速玉男命)です。注(7)『延喜式神名帳の研究』 七二・九四・二七〇・三七〇頁 速谷神社略記。

第七節 三の宮の多家神社・埃宮は、『古事記』によると「神倭尹波礼毘命、〈前略〉阿岐国の多祁理宮に七年坐しき。⑧」とあり、『日本書紀』によると「神武天皇は安芸国について埃宮においてになった。⑨」とある。『延喜式神名帳』『東京国立博物館所蔵』によると名神大社の国幣大社であつた多家神社・多祁理宮・埃宮(府中町宮の町)⑩

といい、祭神は貞観元年(八五九年)より天湯津彦命(安芸津彦命・安藝都彦命)他六柱の神々を主祭神として祀られていた。多家神社・多祁理宮・埃宮は明治六年より神武天皇と安芸津彦命(阿岐国の開祖神)が主祭神となった。

注(8)『古事記』(中)全訳注一九頁、『広島県史』古代中世資料編Ⅰ、六六七頁。
注(9)『日本書紀』全現代語訳上九二頁、注(10)『延喜式神名帳の研究』七二・九四・二七〇・三七〇頁、多家神社・埃宮略記。

第八節 『広島県史』原始古代 大和朝廷の成立 神話の意味

「神話伝説はもちろん史実そのものでもなく、社会的精神的生活の反映ばかりでもなく、種々の要因が複合して形成されたものである。そうした種々の要素のなから、(一)歴史的事実に関するもの、(二)古代人の人生観・世界観や宗教観念などに関するもの、(三)そうした観念を背景にもちながら日常生活の姿を反映するもの、などを抽出してそれらの実態を明らかにすることが神話伝説の研究にとって大切なことなのである。(11)」

注(11)『広島県史』原始古代一〇七頁。

第九節 阿岐国造の同族

『広島県史』古代中世資料編Ⅰ神話・伝説 先代旧事本紀 一〇国造本紀 によると、「阿尺国造(阿尺国・阿岐国造同祖)・思国造(陸奥国・阿岐国造同祖)・伊久国造(陸奥国伊久・阿岐国造同祖)・染羽国造(陸奥国標葉・阿岐国造同祖)・信夫国造(信夫国・阿岐国造同祖)・白河国造(磐城国白河・阿岐国造同祖)・佐渡国造(佐渡国・阿岐国造同祖)・怒麻国造(伊予国野間・阿岐国造同祖)・波久岐国造(波久岐国・阿岐国造同祖)等は天湯津彦命を遠祖とされている。(12)」

安芸国は『古事記』では「阿岐国と記載され、大化の改新後は阿岐国の領域そのまま安芸国(上国)が設けられた(13)。」

注(12)『広島県史』古代中世資料編Ⅰ 六七三・六七四頁、『先代旧事本紀』巻第十国造本紀 五四一・五四二・五四六・五五一・五四五頁、注(13)『古事記』(中) 一九頁。

天湯津彦命「安芸津彦命・安芸都彦命注⑤『芸州府中荘誌』 二二二頁。主長・首長の義なり、人名にあらず」

天湯津彦命五世孫(14)阿岐国造・鮑速玉命：阿岐国造氏族は佐伯氏と伝えられ厳嶋神社(廿日市市宮島町、世界遺産)の神主となって以来、代々世襲してきた。田所明神社(広島県安芸郡府中町)の田所氏も国造佐伯氏の後裔とされる。速谷神社は鮑速玉命(鮑速玉男命)を祭る。東広島市西条の三ツ城古墳は国造一族の墓とされる。……佐伯郡三宅村(広島市佐伯区五日市町三宅)の田所屋敷(宮島カンツリークラブのコースの一部や大片氏宅付近)二住ム

注(14)『先代旧事本紀』『現代語訳』一四一頁*27。『先代旧事本紀』『現代語訳』五五一・五八七頁*104、『広島県史』古代中世資料編Ⅰ 六七二・六七三・六七四頁、芸州府中荘誌二二二頁。

第一〇節 『広島県史』原始古代厳島社領の形成 四七四・四七五・四七六頁によると

厳島神社神主佐伯景弘と志道原莊下司凡家綱 平氏と安芸国の結びつきを、ことのほか緊密にしたのは、平家一門の厳島神社への熱烈な信仰に他ならない。この平家一門の厳島信仰を現地で支えたのが厳島神社神主佐伯景

弘である。武士の棟梁の出自でありながらも保元・平治の乱以降中央政界に確固たる地位を築いた平清盛と彼の信仰を通して結びつく安芸国一宮厳島神社主佐伯景弘の二人存在を焦点として、十二世紀中葉以降、同世紀末の内乱期に至るまで、安芸国の歴史は展開する。それは安芸一国の荘園・公領制の展開という視角からみた場合、平氏知行国下における安芸国一宮厳島神社領の形成過程を基軸としてとらえなければならないであろう。ところで、厳島神社主佐伯氏は古くは広島湾一帯に分布した海人族の首長で、大化前代にこの国に佐伯部が設置された際に、その管掌者となった佐伯直の末裔と思われ、律令制施行以後、佐伯郡の譜代の郡司として佐伯郡方面に勢力を誇った豪族である。松岡久人「厳島門前町の形成」「瀬戸内海地域の社会史的研究」同「厳島の歴史」『弘教芸術』五二号

厳島神社神主には、佐伯氏一族の族長的地位にあるものが任ぜられたが、後述するように、この一族は一世紀中葉以降、佐東佐西両郡衙を拠点として勢力を伸長する神主家と安芸國衙機構を勢力拡張の拠点とする田所氏など分派したようである。しかしこの二派は分立後もとも厳島神を共通の祖神として仰ぐことに変わりなく、おそらく一二世紀初期ころまでには、『延喜式』の段階では、上位に位置づけられていた名神大社速谷神社を抜いて、厳島神社が安芸国一宮として位置づけられるにいたるのも、國衙機構に占めた田所氏など佐伯一族の力にあずかるところが大きかったものと推測される。さて、厳島社領荘園が本格的に形成されてくるのは十二世紀中葉以降である。これは平清盛が中央政界で確固とした地歩を占めるに至った時期とほぼ同時期である。安芸国の在地領主層のなかには、平氏に接近しその保護を得るため、厳島神社に所領寄進を行う者たちもいた。長寛二年（一一六四）六月平清盛家政所は凡氏家綱を山方（県）郡豊平町志道領の下司職に補任する旨、厳島神社主佐伯景弘にあて下文を発給した。しかしこの荘園は凡家綱が平清盛に直接所領を寄進することによって成立したのでなく、以下のべるような経緯をたどって、本来厳島社領として成立してきた荘園であった。時期は明確ではないが、長寛二年（一一六四）よりかなり以前、山県本郡と加茂郷に散在する荒野が、その地主より厳島神社に寄進され、国司廳宣によりこれを社領とすることが認められていた。ところが厳島社領として認定されていた地主寄進の荒野は散在所領であったため、佐伯景弘は領域性を有する村との交換を國衙側に申請し、これにより、山県本郡と加茂郷には厳島社一円領として村々が便補びんほされたのである。

第一一節 『廿日市町誌』通史編（上）二八四・二八五・二八六・二八七・二八八頁

1 律令国家と佐伯郡

安芸国の成立 …… 安芸国は上国でかつ遠国に属していた。十世紀初に成立した『和名類聚抄』に

「国府在安芸郡」とあるように平安時代以降安芸国府は安芸郡府中町の地に所在したことが知られている。……八世紀初頭の安芸国には専任の国司が置かれず、従って国司による現地掌握が不徹底のまま郡司たちに地方の支配は委ねられていたと推測されたと推測される。

2 佐伯郡と種篋郷

佐伯郡

……古代の佐伯郡はかなり広範囲にわたり、東は広島市の中心部を流れる太田川唐、西は県境の小瀬川にいたる、現在佐伯郡、広島市安佐南区、佐伯区、と安佐北区・西区の一部、大竹市に相当する。

郡司と郡家

郡司の四等官制は大領・少領・主政・主帳を称しそのうち郡制を掌る大領・小領と文章の作成にあたる主政・主帳の間には、同じ郡司といってもはっきりとした区別がみられ、ことに前者には地方豪族の側面が顕著であった。平安時代初期の頃に郡司の増員が行われている。『三代実録』の記事によれば、定観二年（八六〇）にはじめて主政を一人置き定観二年 十月三日条、貞観五年（八六三）主政・主帳各一人を加え置いたとある定観五年 六月二日条。

十世紀初に成立した『和名類聚抄』によれば一二郷を官する上郡であり、なんらかの事情で主政は置かれなかったものの、令制施行当初より中郡とされていたと思われる。佐伯区五日市町利松の郡橋付近には郡・古保利・北郡・東郡・郡越・郡佐古と云った小地名が多く残っており佐伯郡に比定される。この地は古代山陽道筋にあたり……また譜代郡司佐伯氏の一族での中に國衙の在庁官人となった田所氏がかつて三宅（広島市佐伯区五日市町）に住していたらしいことも先の推定を裏づける。……

第二二節

『廿日市町史』通志編（上）第三章古代の廿日市 平氏政権と厳島神社神 一 厳島神社主佐伯景弘

安芸国一宮厳島神社、三一、三二、三三頁によると、一通の文書をしたためている「資料通信叢誌 第巻編

厳島誌」。厳島神は、原始時代、神さびた弥山の山容を仰ぎつつこれを伏し拝んだ対岸に住む人々の心中にま
ず宿ったとすべきであろう。当初は臨時、仮設の祭壇を設け、素朴な祭礼をおこなうにすぎなかったと見
られるが、やがて島内に常設の社殿がつくられるようになると、それを管理し祭祀を主宰する住民の固定
化が進む。その頂点にたつたのが大化の改新前代の阿岐国造、後に令制下の佐伯郡司へ系譜していく佐伯
氏であった。佐伯氏という安芸国屈指の大族を祭祀権者に得て、厳島神社は平安時代を通じて次第にその社
格を高めていった。六国史のうえでは日本後紀弘仁二年（八一）七月己酉（十七日）条に佐伯郡の速谷神社
と伊都岐島神が中央政府から名神祭の奉幣に預かるのを初見として、貞観元年（八五九）には伊都岐島神は
従四位下『三代実録』貞観元年 正月二十七日条、同年九月には従四位上に昇叙されている『三代実録』貞観九年 十月十三日条。

また一〇世紀初頭に編纂された『延喜式』の神名帳をみると、速谷神社・多家神社（安芸郡府中町）となら
んで安芸国の式内社の一つに列しており、天慶三年（九四〇）海賊調伏の祈禱を行った功により、速谷神と
ともに正四位下に叙せられている『長寛 勘文』。このように伊都岐島神は古代においてすでに安芸国を代表する
有力な神となっていた。しかしこの時期は同じ佐伯郡に鎮座する速谷神と社格の上で拮抗しており、必ず
しも安芸国において他に一頭抜きん出た存在ではなかった。ところが寛仁元年（一〇一七）中央政府が畿内
七道諸国の有力神社に奉幣を行った際、安芸国では伊都岐島一社のみがそこにあげられている。『左慈記』寛仁
元年 十月二日条。十一世紀末から十二世紀初にかけて全国に一宮という制度があらわれ、厳島神社の場合も十二
世紀後半の文書にそれを明示するものがあるが、そうした実質は寛仁元年の時点である程度かたちづく
られていたとみることができる。一宮成立が国内の在庁官人に深い関わりをもつことからすれば、前述した
ように佐伯氏一族（田所氏）の在庁進出がその背景をなしていたことは疑いをいれない。

第三節

平清盛と厳島神社主佐伯景弘

安芸国一宮になったとはいえ、十二世紀半ばごろまでの厳島神社はまだ世間の注目を浴びることもものない
西国の一地方の神社にすぎなかった。それを一躍天下に名だたる神社へ押し上げたのは、言うまでもなく
平清盛をはじめとする平家一門の熱烈な信仰であった。

久安二年（一一四六）二月一日 安芸守補任 正四位下

久寿二年（一一五五）十月 安芸守補任 大介

保元元年（一一五六）九月十七日 安芸守補任

保元元年（一一五六）八月十日 太宰大貳補任

永暦元年（一一六〇） 参議に任ず 正三位

永暦二年（一一六一） 権中納言に任ず

長寛二年（一一六四）九月 平家納経三三巻を厳島神社に奉納

長寛三年（一一六五） 権大納言

仁安元年（一一六六） 内大臣

仁安二年（一一六七） 太政大臣

仁安三年（一一六八）二月十一日 出家 法名浄海

このような平家一門の篤い信仰と保護が神社に対し加えられたころ、現地においてひとときわ光彩を放った
人物がいる。清盛の厳島信仰を引き出した蔭の立役者というべき人、厳島神社主佐伯景弘である。仁安
三年（一一八六）十一月、時の厳島神社主佐伯景弘は平清盛の絶大な支援によってまったく装いも新たに
した社殿の完成を機に一通の文書をしたためている。……

佐伯景弘の略歴

かものじょう

長寛二年（一一六四）

掃部允司職

正七位相当

長寛二年（一一六四）

正五位下

嘉応二年（一一七〇）

建春門院（平滋子）が高倉天皇の御祈禱を厳島社に奉納

する際の奉幣使「野坂文書」三二四号

治承三年（一一七九）十一月三田郷地頭職補任「御判物帖」二二、二三号

治承四年（一一八〇）八月三田郷粟屋郷地頭職補任「新出厳島文書」二〇、五六号

寿永元年（一一八二）三月 安芸守

寿永二年（一一八三） 昇叙 従四位下

寿永二年（一一八三） 国司補任

文治三年（一一八七）六月 昇叙 介

文治三年（一一八七） 宝剣天叢雲劍 宝剣求搜使に任ぜられる。

厳島社領の形成

『厳島信仰事典』厳島信仰の歴史 社運の隆盛、五八頁によると、平家一門の信仰と景弘の縦横の活躍によって、厳島神社は画期的な盛運を示すにいたった。

第一四節 田所氏の公職とは・

『国史大辞典』九卷二三九頁によると 田所は平安時代以後国衙におかれた在庁所の一つ。……国衙の在庁所の種類として健児所・検非違使・田所・出納所・調所・細工所等々の名称をあげている。田所はこうした分課的在庁所の内でも、土地関係の職掌を主としたものである。各国衙の行政分野にあつて、田所の関与する検田は重要であつた。検田については郡規模で郡検田所が設置されており、……所料田の確認申請があると国司はその申請文書を國衙田所の調査に付す。田所では國衙の検田帳（馬上帳）や国図（基準国図）と照合し朱書で国司に勘合注申する。この田所による坪付（田積）の朱注の結果を「丹勘」と呼ぶ。不輪租免田を國衙に認定してもらう際、田所が作成するこの勘文は極めて重要であつた。田所を構成する官人の肩書は目代・惣判官代・書生など様々であるが田所の責任者は有力な在庁官人が任せられたため、田所職の名称に見るように家職として世襲される場合もあつた。……『五日市町史』上巻七節 や『藝州府中荘誌』によると 田所氏は、安芸国第一の旧家で、旧・五日市町三宅の田所屋敷跡に住み佐伯姓を名乗つていた。本姓は佐伯で、阿岐国造の後裔と伝えられる。安芸国の在庁官人の中に、平安時代の終わりから鎌倉時代にかけて大きな勢力をもつていた田所氏がいる。この田所氏の先祖は佐伯姓を名乗り、現在の五日市町三宅に住み佐伯郡の郡司を務めていたが、国司の遙任が多くなつてから国府に入り在庁官人になった。田所とは在庁の行政事務のうち、主として土地関係書類を管理する一つの部門（所）であつたが佐伯氏が在庁官人となつて田所執事の職を世襲するようになり田所氏と称するようになった。（16）

明治五年・明治八年・明治九年此三度差出扣（田所家文書）によると、田所資隆（朝廷より免状を賜り佐西四度使で田所執事職となる。佐伯姓を名のつていた。）は昌泰三年（九〇〇±）頃、旧・五日市町三宅の田所屋敷跡より国府・府中に赴任し在庁官人となった。田所信職（天元三年〜康平七年・九八〇〜一〇六四）は、本姓は佐伯、氏が田所・三宅、三善（莊園を経営する役職名）田所執事職を康平七年（一〇六四）父資俊より相続、又大帳所惣大判官代に補任した。延久四年（一〇七二）佐伯郡田所屋敷（佐伯区五日市町三宅）より府中へ居住した。大帳所惣大判官代を寛治五年（一〇九一）田所信職より田所兼信が相続した。

『田所累系』明治五年・明治八年・明治九年此三度差出扣（田所家文書）によると平安時代・保延元年（一一三五）に、本姓は旧来の佐伯を踏襲しつつ、田所職という古代の職名を氏にし、田所氏を現在まで世襲している。『芸州府中荘誌』および、『安芸府中町史』第一巻によると「阿岐国造家で、五日市田所屋敷から赴任し、国府に入った田所氏が世襲した主な職名は、佐西四度使・安芸国執事職（昌泰三年・九〇〇頃）、三善（莊園を経営する役職名）大帳所惣大判官代、田所執事兄部職田所文書執行職、田所惣大判官代田所兄部職、田所惣大判官代田所執事職、田所惣大判官田所書生職、田所惣大判官代田所文書職、田所惣大判官・大判官代田所書生職、田所惣判官新代大夫、大椽職、田所惣大判官代等の有力な在庁官人及び『拾芥抄』（17）によれば奉幣使を兼ね、至徳二年（一二三五）より厳島国府上卿祭主等を明治五年（一八七二）まで代々世襲

した。⁽¹⁸⁾「

『広島縣史』第二編 社寺志 神社 四六頁によると

上卿二員 一は安芸郡府中村に居る、伝え云う、古は年々朝廷より奉幣使ありしか、小松天皇(正しくは後小松天皇)の朝、石井(正しくは田所惣判官代太郎左衛門尉平朝臣)在俊を以て定勅使に補せられると、(子孫田所氏を称す)、一は厳島に居る。一に神主代と称す、もと神主は常に桜尾城に居れるが故に、風波の時、祭祀を闕かんことを恐れて代理員を置けるなり。(三宅氏後に林氏に改む) 広島縣史第二編 社寺志神社 四六頁(発行一九二一〜一九二四 発行者 帝国地方行政学会⁽¹⁹⁾)

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書

目録 永和五年(一二七九)の装束証文、

奉幣使としては永和五年(一二七九)の装束証文がある

「永和五年(一二七九)二月廿五日、厳島社御勅使装束破損二付

為二料足一当国入野郷一町之内三段、黒瀬村二段、以上五段拝受之免状アリ

正平七年(一二三三)十月三日、

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』厳島神社定勅使田所元教家文書に厳島定勅使田所主税元教の署名がある。

「天明五年(一七八五)巳七月

厳嶋定勅使

田所主税元教 □^(印)

受二浅野家之命一、勅使装束破損二付受二国命一、

天明五年(一七八五)九月上京、正親町殿下願出、先例ヲ以テ速ニ

御装束調換ニ相成り、拝載ス

注(16)五日市町史上巻一五〇頁。

注(17)『芸藩通志』巻一 一九三・一九四頁『『拾芥抄』(鎌倉時代中期には原型が成立したとみられる)に、「正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近二代無二其沙汰、坎、」とあり。されば後に官幣を止められし、なるべし。其の頃より、専ら故国府、田所氏己下の祠官等、祭事を掌ることになりしならむか。初申祭 毎年、

二月、十一月、これを行ふ。』

注(18)『田所累系』明治五年・明治八年・明治九年此三度差出扣^{ひかえ}(田所家文書、『芸州府中荘誌』二二・二三・二五・

二二二頁、『安芸府中町史』第一巻 一九六・一九七・一九八・一九九頁。

注(19)『広島縣史』第二編 社寺志神社 四六頁(発行一九二一〜一九二四 発行者 帝国地方行政学会)

第一五節 安芸国の初申神事について

『藝藩通志』巻二安藝国 国名考 二九頁によると安藝の国名は初めて旧事本紀・『先代旧事本紀』、日本紀・『日本書紀』に見ゆ、曰、素戔鳴尊、下^{さか}至宇安藝国、可愛之川上^{さか} (原文は一書曰、是時、素戔鳴尊、下到於安藝國可愛之川上也。素戔鳴尊が天から安芸の江の川のほとりにお降りになった)、但旧事本紀・『先代旧事本紀』には、安藝の字、阿岐につくる、『藝藩通志』巻一安藝国 国名考、国府、三〇頁によると、古制、国ごとに府を置き、必ず守介掾属(守介掾目)あり、安藝国府は今の府中村なり、と。『厳島信仰事典』厳島信仰の歴史 社運の隆盛 五九頁によると、厳島神社を二十二社の列に加えるとする議が朝廷で起こったことである。この議は治承三年二月の頃起こり、右大臣兼美らに勅問があつたのであるが、結果的には、ひとまず当社の祭祀を二月、一月との上の申の日と定め、この日に官幣に預かることとし、二十二社の列に加えることは沙汰やみとなつた。とはいえ、後白河法皇・建春門院・中宮徳子・高倉上皇などの御幸が相つぎ、当代の人も奇驚の思いをなしたほどで、徳子の入内や御産に際しては特別の奉幣があるなど、実質的には二十二社を凌ぐ地位にあつたものといえよう。

『厳島信仰事典』弥山の山岳信仰 原始・古代の弥山二二八頁によれば『百練抄』治承三年(一二七九)二月廿四日条に「以二安芸国伊都岐嶋社二可レ加二二十二社二之次第、并祭祀日一事等、有二其沙汰一、右大臣以下、大外記頼

業、師尚等預三勅問「計三申之」、以三月十一月上申日可_レ為_二祭祀式日、被_レ定仰ここれが初申神事の根拠となつた。『厳島信仰事典』二二八頁によると「厳島神社の祭礼の中でもっとも重要視されるものは、二月と十一月の初申神事であつた。後者は鎮座祭といわれ祭神の基本的性格にかかわることを示している。……〔治承三年（一一七九）に〕朝廷において祭礼日を定めたとするがそれはもちろんそれ以前の厳島で祭礼が行われていた祭祀を公認したものであろう。」

『芸藩通志』卷一 一九三頁及び『宮島町史』資料編 地誌紀行編Ⅰ芸藩通志卷十四 祭祀祈禱、三二九頁によると『山槐記』に「治承三年（一一七九）二月初申神事は 被_レ發遣祈年穀_一ヲ奉_二弊安芸伊都岐島_一ニ可_レ令_レ列二十二社_一之由、有_二沙汰_一頭ノ中将通親朝臣、被_二仰下_一云々、而猶彼社祭日只可_レ令_レ預官幣_一ニ之由有_レ議被_レ止二十二社例_一とあり。又按に、『拾芥抄』に、正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近代無_二其沙汰_一一坎、とあり。されば後に官幣を止められし、なるべし。其の頃より、専ら故国府、田所氏己下の祠官等、祭事を掌ることになりしならむか。初申祭 毎年、二月、十一月、これを行う。」

この頃より、勅使の代わりに田所氏が国府上卿と呼ばれ、在庁官人兼奉幣使、後に田所氏は安芸国の有力在庁官人と初申神事の奉幣使を兼務した。職務上勅使祭主として田所氏は代々の厳島国府上卿役で、厳島神社に列席する最上位の公卿（公職の官位は正三位上で、職務上、天皇の權威を表す。田所氏個人の位階は従五位下と異なる）の公職であり、至徳二年（一一三五）からは安藝國初申神事の定勅使祭主の仕事で、正式な職名は正三位上安藝國厳島神社年中兩度初申ノ御神事定勅使上卿役祭主兼安藝郡府中村 南松崎八幡別宮 北 惣社も厳島と同様、定勅使祭主を世襲した。厳島国府上卿田所屋敷・惣社・松崎八幡別宮・山王社もこれに参加し厳島国府上卿兼祭主を招く儀式が明治五年（一八七二）まで行われた。

『宮島町史』地誌紀行編『芸藩通志』 卷十五 三四一・三四二・三四三頁によると、初申祭の祠官職員の編成が詳細に残されている。

『祠官職員 按に、古昔、祠官連署、状に、第一、神主、正国造、兼修理物大檢校。第二、大行事、権国造、小監物。第三、案主権国造。第四、物申権国造。第五、行事権国造。第六、小行事権国造、とありて、其以下は、考ふるべからず。右神主職は、永萬、治承、文治の比にハ、散位、佐伯朝臣、景弘、清元等、これを勤む。百練抄には、前安芸守とあり。文暦二年（一二三五）より、前周防守藤原親実、安芸守となり、桜尾城に在りて、代々神主兼ねたりしが、興藤に至り、滅亡し、その後この職廃しぬ。今、官員左の如し。

棚守職一員 棚守将監家へ本姓佐伯。又野坂氏を称せし時もあり。今は職名を、氏によぶ。以下、上卿、祝師、大行事など、是に倣う。すべて、姓は、佐伯也、世々、此職たり。又社務を掌る。故に社奉行と称す。又舞方左師を兼ね。

上卿職二員 一は、故国府に居る。田所伊織家、世々此職たり。毎年二月、十一月の両祭には、地方の属官を率い、島に渡りて、祭りを行う。其の家相傳云、古は朝廷より、年々、奉幣使ありけるが、後に田所をして、兼しめられて、永く其職を守ると。

一は島に居る。上卿十太郎家、世々此職たり。一に神主代と称す。櫻尾の故神主、海上風波の時、祭祀を闕くことを恐れ、代を置いて、掌らしめしより、かく称すとなん。

祝師職一員 祝師斎家、世々此職たり。簾内を掌守り、又祭儀に預る。昇殿役、六家の長たり。玉殿の内ハ、六家たりとも、古来、窺うを得ず。ひとり祝師職のみ、これを勤む。

大行事職一員 大行事學之助家、世々此職たり。又御供奉行と称す。

檢校職一員 難波幾五郎家世々此職たり。

横竹職一員 横竹和七郎家世職案に横竹、職名とも見えず末審。

修理行事職一員 所百松家、世々、此職たり。

小行事職一員 里村門之丞家、世々此職たり。

客人棚守職一員 田兔毛家、世々此職たり、右舞師を兼ね。

地御前棚守職一員 飯田保之進家、世々此職たり。

舞方十員 左方五員（棚守将監、能美強十郎、所敷負二員のことをかね行う。福田八郎。）、

右方五員（田兔毛、飯田並枝、所百松、長佐兵衛、田左仲）

樂方十五員（熊野八塩、太笛役一員（同）笏拍子役一員（飯田要人）、長笛役一員（村井久米）

太鼓役一員〈熊野内記〉 御燈役一員〈同〉 鉦鼓役一員〈能美強十郎〉 三鼓役一員〈村井直衛〉

齊築役〈三浦笹之丞 福田八郎〉 琵琶役一員〈熊野内記〉 羯鼓役一員〈飯田並枝〉 琴役一員〈三浦笹之丞〉

笙役一員〈飯田要人〉 笛役一員〈村井直衛〉

内侍三十一人 職掌、粗同しけれど、少々差等あり。御殿、階下まで進み、傳供をなし、故ある神樂にのみ會するもの、十員あり。十員の内、八乙女と称し、左右、四座に分る〈竹林内侍、徳壽内侍、四臈内侍、五臈内侍、六臈内侍、七臈内侍、八臈内侍、新内侍二人〉。大床より、上の傳供をなして、平常神樂をも勤むもの八員〈和琴内侍、韓神内侍、田内侍、才鶴内侍、千松内侍、於梅内侍、金千代内侍、於宮内侍〉。大床までの傳供、平常神樂をも勤むもの十三員〈河野内侍、宮松内侍、紀伊内侍、於春内侍、飯田内侍、宮槌内侍、高井内侍、溝部内侍、石田内侍、宮熊内侍、地内侍、植木内侍、あねい内侍〉。

神樂男六員 笛役一員〈徳田直記〉 鼓役三員〈福田左膳 福田菊藏 安部幾三郎〉 沙汰人一員〈羽山助一郎〉 調拍子役一員〈佐伯喜大夫〉

仕入七員 小行事役一員〈野上孫作〉 相伴役一員〈久保田清次郎〉 小仕役一員〈長助次郎〉 三代役一員〈野村喜三郎〉 弊代役二員〈石井角兵衛 瀬尾弥太郎〉 小公文代一員〈伊藤源藏〉

神馬別當一員〈福田左膳〉

祝者十二員〈勝谷吉藏、渡部官由、三浦幾三郎、豊島左傳、三浦兵馬、桑原貞藏、勝屋勘吉衛門、溝部平角、佐伯助五郎、木部大五郎、神子周防、神子肥後〉祓湯立のことを掌る。

大工職一員〈豊島徳之丞〉古来島の惣大工職にて、修理の事、大願寺に聴いて行う。家に正安、延慶、後の文書数通を蔵す。

小工職一員〈野坂幾之丞〉

治工一員〈山田氏〉廿日市に居る。

平盆師一員〈小方氏〉 地御前村に居る。

国府上卿属官九員〈廳行事、弊上大夫、劔大夫、判官大夫、各一員。花大夫兼勤楽頭大夫、舞方大夫、各二員〉」

第六節 厳島神社の初申神事の 厳島国府上卿役とは

『芸藩通志』卷一 卷十四 祭祀祈禱 法樂雜行事 一九三・一九四頁によると

「初申祭 毎年二月、十一月、これを行ふ、……十一月の祭りをば鎮座祭とも称す。本社の神、始めて鎮座ありしは、十一月十二日にて、その日壬申なりし故に此日を用といふ、毎年祭の前月、未の亥日より。

祭の日に至るまで、十日の間、当社の祝師ものもち、上卿、齋所に入りて潔斎する、国府上卿田所氏も其地に有りて潔斎する、未の夜半、両宮大宮、宮と云、客人已下両宮と称す、これに倣うに神供を献ず、内侍、伶人

樂を奏す、韓神の歌曲かなかみ、和琴わしん、太笛ふとふえあり、これを国祭こくさいと称す。この夜摂社、官幣社より、散米、弊紙敷布をたてまつる、此日、国府上卿、属官を率いて渡海し、船を脇浦わきのうらに繋ぐ、棚守より雉壹雙及び雜飼料を送る、初申夜半、上卿、祝師、六家祠官、同じく社殿に會し、人をして国府上卿を迎える、使い七度半に至りて、国府上卿、船より上がる、先驅松明を取り、伶人乱聲らんじやうを吹いてこれを導き、祠殿に至る、祝師、

国府上卿に會し、奉幣さかきし、祝師、祝文を読む、二人榊舞さかきまひをなし、国府の祠官等人長舞をなし、榊葉さかきは、明子

などいふ歌曲をうたう、その他、伶人萬歳樂がくにん、延喜樂、甘州、林歌等の舞あり、二月、十一月祭儀同じ、但し十一月には御燈消露槽みとうしょうろ置といふことあり、是皆神代の遺法なり云い、又十一月の祭りより、来歳二月

の祭りまでは、山に入ること禁じ島廻りも許さず、思うに、静にして神を鎮座せしむるの意なるべし、一年の祭事、特にこの二祭を重んず、凡当社の祭り、祠官供僧同じく行いけるに、僧徒立ち入らざるはこの二祭のみなり、六月十七日夜祭儀（管弦祭）のごときは、その盛んなることたぐいまれなりといえども、神遊を主として、祭典奉幣の重さにあらず、其他時月によりて祭儀おのおの常典あり、……」

『宮島町史』地誌紀行編Ⅰ厳島図絵卷五 一九三・一九四頁によると、「初申の御祭みまつりには、諸祠官大宮に會し、人をして国府上卿を迎えしむ。使七度半に及んで舟よりおりる。先驅たいまつの者松明を取り伶人乱聲らんじやうを吹い

てこれを導き社殿に上る。諸祠官此に会し祝師奉幣の儀を勤め、祝詞を奉る。客人宮の御前にては、奉幣代・祝師二人榊舞をなし、国府の祠官人長の舞をなす。又榊葉・明子の哥曲をうたう。その他万歳楽・延喜楽・甘州・林哥等の舞あり。(21)」

第十七節 『嚴島図絵』 卷五初申(はつさる)神事 『宮島町史』(七七七頁)

初申神事において、公式には治承三年(一一七九)より京都より勅使が使わされた。『拾芥抄』に、「正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近二代無二其沙汰一坎、」とあり。されば後に官幣を止められし、なるべし。其の頃より、専ら故国府、田所氏己下の祠官等、祭事を掌ることになりしならむか。

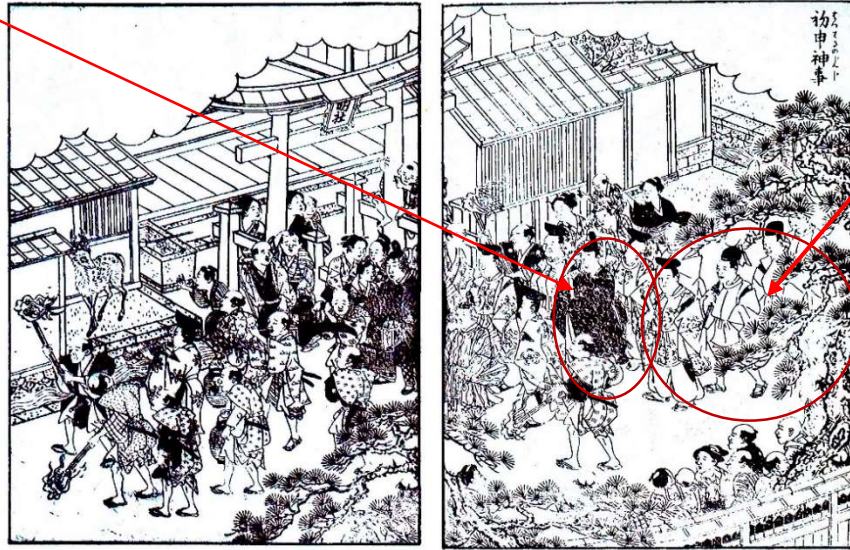
府中国府随員九人

〔圖160〕
初申神事
秋來の御供
療
一切経会

御燈消
覆槽置

嚴島図会卷之五

嚴島国府上卿田所氏



東西兩町よりいでて、神殿・廻廊を洗ふ。これを御洗といふ。

八月

九月

九日兩宮重陽御供

十二日新嘗御供

この日兩宮に新穀を奉る。是を秋來の御供といふ。諸祠官・内侍これを行ふ。燎をたき舞樂あり。和琴・太笛を用ひ、榊葉・東遊・求子を舞ふ。また拔頭・還城樂あり。

十四日大宮祭

式三月十五日の如し。この日ハ菊花を奉る。また供僧一切經會を行ふ。

十月

十一月

申日鎮座祭

この月初申の日は是を行ふ。蓋し御神の鎮座ありしハ十一月十二日にて、その日壬申なりし故この日を用ふといふ。前月末の亥日より此日まで十日の間、島中八音を停め、祝師齋所に入て潔齋す。その餘當日の祭儀ハ二月初申と異なることなればもらしつ。但御燈消といへることあり。諸祠官出仕のうへ榊の舞ありて、諸殿の御燈を残らず消す。暫くありて上卿兩人、鎮座靈秘の祭祠を脩す。また覆

七七七

京の朝廷より奉幣使が初申神事に遣わされました。後に田所信高の頃より明治五年まで厳島国府上卿田所氏（奉幣使のちに定勅使祭主・最上位の公卿を世襲した）として上陸した上卿雁木



注(20) 国祭とは（初申の御祭とは安芸国の祭祀・厳島神社と国府惣社・松崎八幡別宮・山王社・田所

国府上卿屋敷で行われた初申神事）

注(21) 『厳島信仰事典』弥山の山岳信仰、二二八頁。

第三章 阿岐国造の後裔としての田所氏

第一節 現在の広島市佐伯区五日市町三宅の田所屋敷

第一章第四節の『先代旧事本紀』『現代語訳』巻十国造本紀、五八七頁によると「国造氏族は佐伯氏と伝えられ、厳島神社の神主となって以来、代々世襲してきた。田所明神社の田所氏も国造佐伯氏の後裔とされる。速谷神社は鮑速玉命（鮑速玉男命）を祀る。東広島市西条の三ツ城古墳は国造氏族の墓とされる。

『藝藩通志』第一 安芸国 国府 三〇頁によると

『広島県史』原始古代二三八頁によると大化の改新以前、阿岐国造の本拠が阿岐評を経て安芸郡になったと思われる。安芸郡は平安中期以降、安南、安北郡に分かれた。二四〇頁によると佐伯郡は郡名はサエキと呼ぶのが古制である。平安中期以降、佐東・佐西の両郡に分かれ、寛文四年（一六六四）、佐西は佐伯、佐東は沼田郡と解消した。

『広島県史』原始古代一八四頁によると広島地域にはすくなくとも数個の軍団が存在していたはずである。天平十年（七三八）『周防国正税帳』には、「安芸国佐伯軍団擬少毅榎本連音足」とその従者食稻、酒、塩を下用していることから、佐伯軍団の存在が知られる。『広島県史』原始古代二〇七頁によると佐伯郡の郡司は「貞観二年（八六〇）も安芸国佐伯郡に始めて主政・主張一員を置く」、「貞観五年（八六三）主政・主張一員を加え置く」とあるだけで不明である。『五日市町史』上巻第三章第二節一五〇頁によると安芸国の在庁官人の中に、平安時代の終わりから鎌倉時代にかけて大きな勢力をもっていた田所氏がいる。この田所氏の先祖は佐伯姓を名乗り、現在の五日市町三宅に住み佐伯郡の譜代の郡司を務めていたが、国司の遙任が多くなってから国府に入り在庁官人になった。

『五日市町史』上巻二編 田所屋敷一四三頁、一四四頁によると田所は田荘とも書き、大化の改新以前の大和の豪族もしくは大化の改新以前の大和の豪族もしくは豪族の地方における土地の所有形態で、天皇・皇族の所有地が屯倉といったのに対し豪族の土地の所有地を田荘といった。田荘は世襲的にうけつがれ、：

…少し時代は下るが安芸国の在庁官人として活躍した安芸郡府中の田所氏は鮑速玉命の後裔といわれ、もともと五日市町三宅付近にすんでいた。安芸国の在庁官人として活躍した安芸郡府中の田所氏は、鮑速玉命の後裔といわれ、始祖佐伯資隆・資遠・資俊を経て信職の世に、現在の安芸郡府中町石井城に移ったといわれている。

『藝州府中荘誌』第八章第二節一田所家 二〇七頁によると 田所家は、安芸国第一の旧家にて、その祖先は遠く、鮑速玉命にいとずるといふ。……命の子孫爾後五百年今の五日市町外三宅村（現観音村）に住む、

……故に『芸藩通志』五五八〇六頁に、厳島を開きし佐伯鞍職もその子孫、今も厳島の祠官田所棚守皆佐伯姓とあり。かくて大化の改新後国造を廃せられて、郡の大領に任ぜられ、二百四年を経過せるが、時

あたか

恰も藤原専横時代で政廳は綱紀弛緩し、管弦の巷と化し、地方の政治亦乱れ、大化の政道全く有名無実と化し、遂には国廳の長官たる守、介の赴任も無く、地方有力者地方有力者武器を取りて勢を張るもの出来

たり、（是れ武士の起源か）、而してかかる地方の有力の士は争うて、国廳に入り所謂在廳政治なるものを開始す、当村国廳亦此の轍を踏み、佐伯三宅の荘にありたる、佐伯資隆、当府中国廳館に來たり、在廳政

ゆえん

治を始めたりと、之れ田所氏の先祖が資隆にありといわれる所以なり。田所とは在庁の行政事務のうち、主として土地関係書類を管理する一つの部門（所）であつたが佐伯氏が在庁官人となって田所執事の職を世襲するようになり田所氏と称するようになった。『五日市町史』上巻第三章第六節一七四頁によると佐伯郡は国廳の所在地府中に近く、しかも国廳の留守所の責任者田所氏は佐伯郡司職にあつたし、以前から郡全般は厳島神社の荘園として認めていられたが名目上は国衙領であつたからであろう。

『五日市町史』上巻第三章第七節一八一頁によると安芸郡府中の田所氏は、観音地区三宅の出である。鮑速玉命の後裔にあたる佐伯資隆は三宅の地に住んだが、資遠、資俊を経て四代信職の時、府中の国廳に移った。代々田務職（田所職）を務めたので田所氏を称し佐伯を名乗っていた。この佐伯姓が信職のとき二つに分かれ、一方は国廳入りをし、一方は厳島神社に奉仕したのである。府中田所氏は国庁上卿（祭典に列席する者の内最上位の公卿）・正しくは厳島国府上卿とよばれ、厳島神社の二季祭、則ち二月・十一月の両祭には属官をひきいて、定勅使となり島に渡つて祭を行っていた。

すけたか

たけな

たけな

佐伯資隆（朝廷より免状を賜り佐西四度使で田所執事職となる。佐伯姓を名のっていた。）は昌泰三年（九

〇〇土）頃、旧・五日市町三宅の田所屋敷より国府・府中に赴任し在庁官人となった。田所信職（天元三年

のふもと

てんげん

〔康平七年・九八〇～一〇六四〕は、本姓は佐伯、氏が田所・三宅、藤原、三善（莊園を經營する役職名）
田所執事職を康平七年（一〇六四）父資俊より相続、又大帳所惣大判官代に補任した。延久四年（一〇七
二）佐伯郡田所屋敷（佐伯区五日市町三宅）より府中へ居住した。
大帳所惣大判官代を寛治五年（一〇九一）田所信職より田所兼信が相続した。

第二節 「安藝国府の系譜」

安芸郡は、『国史大辞典』二の七七頁によると、
安芸国の郡。六国史の所見は『三代実録』貞觀四年（八六二）七月条で「安芸国安芸郡、始置主政一員」とあるから、そのとき中郡になったのであろう。国号と同名であり、郡内に安芸郷のあること、古代以来府中（安芸郡府中町）の称のあることから、おそらく令制置郡以来の郡名で、國衙の所在地であり、阿岐（あき）国造の本拠地と推定される。……令制のもと山陽道の官道が横断し、それと内陸海岸との接点にあると推定される位置からは、安藝駅館または國衙建物とすべき遺構が発見されている（下岡田遺跡）。

『広島縣史』 第一編 地志 百三十三頁によると

国府 中古以来、國衙ありし所、當時音便にてコフいい、後世は国府と称したり。安芸国府は、今の安芸郡府中村なり、安芸国府は、今の安芸郡府中村なり、国庁屋敷と呼ぶ地あり、往時の在庁田所家の裔、多家神社社司田所竹槌の現住地即是なり。（21）

注（21）『広島縣史』 第一編 地志 （発行 一九二一～一九二四 発行者 帝国地方行政学会）

下記の「安藝国府の系譜」は、『田所累系』を広島県立文書館西村晃氏の解説を基に、安芸の国の歴史と伝統文化を伝える会 会長 田所明神社 宮司 田所恒之輔が『先代旧事本紀』『現代語訳』や広島県史の古文書や公の古文書等の各種資料で、*府中町史第一巻の田所氏累系（藤田精一氏が明治末年「尚古」に発表されたものを府中町史編纂室長文学博士小林利宣氏が推敲されたもの）等を参考にして、検証した。

第三節 資隆

佐伯資隆という。

佐西四度使（22）、姓平又佐伯両姓、当国執事職、免状ニ有リ*（九三〇十二）

氏三宅、通称相知不レ申、又田所ト云ハ免状ニ任ニスト田所執事職一

有ルヲ以テ代々田所・三宅兩名を用ユ、尤年号ハ分リ不レ申、元祖ヨリ十五代高資代相論之事有而、弘長二年（一二六二）夏上洛ス、其時重代之書類周防之國阿弥陀仏の宿所ニ預ケ置、文永三年二月十五日、同所出火ニテ代々の書類、国

宣、年々の免状悉く消失ス、然リト雖モ知行無ニ相違ニ旨ヲ訴エ、譲リ状ノ旨ニ任セ、弘安十一年（一二八八）五月日免状ヲ賜ハリ、其ノ免状アリ、

元祖ヨリ十五代迄之年号悉く相知不レ申

注（22）四度使とは 『国史大事典』七（五四四頁。）には正税帳使・朝集使・大帳使・貢調使があり四度使のひとつ、正税帳及び同枝文ならびに義倉帳・官田地子帳などを太政官に進上するための古代の国使。国司及び国史生が充てられ雑掌も付された。
正税帳は古代律令制下、国司が毎年太政官に提出する諸国に貯積された官稻中の正税の収納・運用に関する決算報告書。

（*佐伯郡三宅村ノ田所屋敷ヨリ国府府中に赴任ス）

第四節 資遠

佐西四度使、姓平又佐伯両姓相伝フナリ、*（九三〇十二）

氏三宅、伝云、佐西四度使ニテ当国佐伯郡三宅村ニ住セシ故ナリト、又田所ハ当国田務職タリシヲ以テノ事ナリシト云フ

(※世襲にて佐伯郡三宅村ノ田所屋敷ヨリ国府府中に赴任ス)

第五節 資俊

佐西四度使、姓平、氏三宅、父資遠、おつりようせんとはつす八十有余ニテ卒ス、*(九五五十二)

此時親族池田四郎季直ト云者田所執事職ヲ欲ニ押領^{おしりやう}、そのいわれなき ちやうていにうったえ もとのごとくゆすりえせしむ

然レトモ無ニ其謂^{しか}「旨訴^{しやう}」朝廷^{ていてい}、如レ元令^{もとのかぎ}得^えレ讓^{じやう}

ト伝云フ、此者迄三代佐西四度使トアレドモ、佐西四度使免状焼失ニテ相知不^{よからず}レ申

(※世襲にて佐伯郡三宅村ノ田所屋敷ヨリ国府府中に赴任ス)

第六節 信職

姓平、氏三宅、康平七年(一〇〇四)二月朔日、父資俊之受^{ゆすりうけて}レ讓^{じやう}而相統^{ちやくしかねのおこくさいをうけんとはつし}シ

任ニ田所執事職^{すなわちゆすりうく}、又寛治五年(一〇九一)四月、田所代々職事欲ニ千嫡子兼信請^{ぶにんす}ニ国裁^{こくさい}、則^{すなわち}受^うレ讓^{じやう}此兼信補^{おぎなひ}ニ任大帳所大判官代^{だいだい}

延久四年(一〇七二)頃 厳島厳島遙拝所(国廳神社・槻瀬明神)を建立

『国史大辞典』によると中村は國府の地なりと。『芸州府中莊誌』村の北方石井城に国廳屋敷と呼ぶ地あり国廳神社 字石井城国廳屋敷(現田所屋敷内) 往古国廳内に神社を設け廳員一同朝、夕禮拜したもの。

『芸藩通志』卷二、五三二頁。

槻瀬明神は『芸藩通志』名神考 『安芸国神名帳』に正二位五前の位階とある。
つきのせみようじん

田所氏の宅後に神石あり、つきのかみと称して、毎年正月三日、十二月晦日、燈を献じて之を祭る。

『芸藩通志』卷五 卷百三十九(二三三五)安藝国安藝郡 府中村田所伊織家藏 田所職讓狀補任庁宣

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ(二五一、二五二頁)

安藝地区藝藩通志所収田所文書(二三三五頁)

三善信職讓狀

『芸藩通志』卷五 卷百三十九(浅野文庫) (広島市立中央図書館蔵)

『安芸府中町史』第二卷第三部古代中世資料一五四頁

寛治五年(一〇九一)四月八日田所惣大判官代三善信職の花押あり。

第七節 兼信

姓平、寛治五年(一〇九一)四月十日、父信職之受^{ゆすりうけてたごころしつじきになんする}レ讓^{じやう}而任^{にん}ニ田所執事職^{しんじ}

之御庁宣ト云綸旨ヲ所持ス、又安南・佐東・加茂・高宮諸郡之内領知ヲ讓ルト

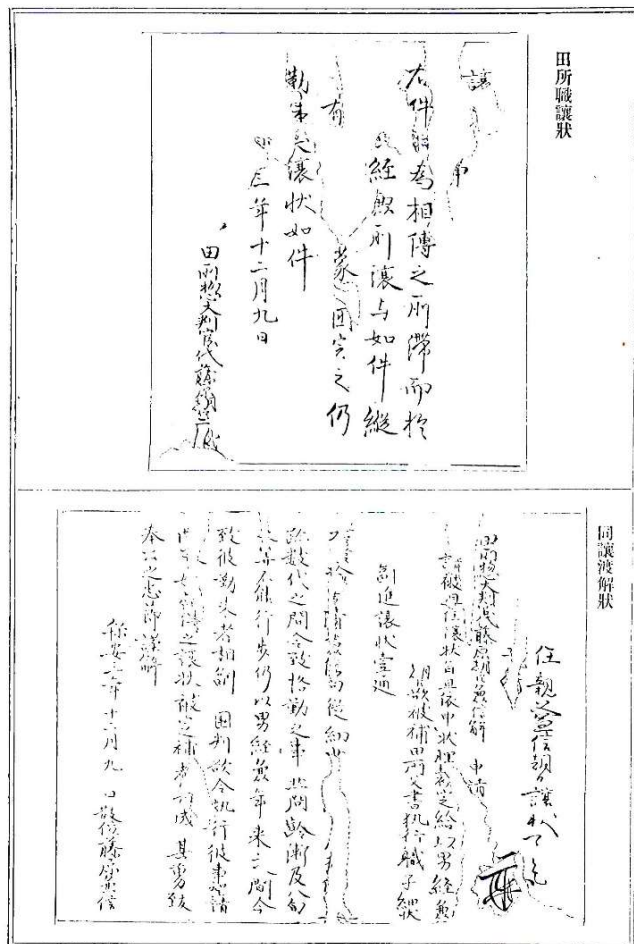
云フコト本系図ニ相見エ、廳宣 田所大帳所惣判官代三善兼信、

寛治五年（一〇九二）四月十日
大介藤原朝臣 墨判 御朱印五カ所ニアリ

『芸藩通志』 卷五 卷百三十九 安藝国安芸郡（二二三六頁） 安藝地区『芸藩通志』所収田所文書

藝藩通志卷百三十九

二二三六



『安芸府中町史』 第2巻（一五六頁） 『芸藩通志』 卷五 卷百三十九 安藝国安芸郡 保安三年（一二三） 広島市中央図書館蔵

第一部 古代・中世の資料

任親之任親之課狀
田所職課狀
請被早任課狀旨且依中狀理裁定給以男経兼
朝臣欲被補田所文書執行職子細狀
訓進課狀受通
右課被事請兼信者從初少
跨數代之間令致格勤之事然間齡漸及八旬
之等不能行步仍以男経兼年未之間今
致彼勤來者相副 因判欲令執行彼事望請
之如相傳之課狀被定補者將成其勇致
奉公之忠節謹解
保安三年十二月九日 散位藤原兼信

(3) 田所職課解狀 其後卷五第百三十九 保安三年（一二三）
（外題） 広島市中央図書館蔵

任親又兼信朝臣課狀可兒部
先行 （花押）

田所惣大判官代藤原朝臣兼信解 申請

請被早任課狀旨且依中狀理裁定給以男経兼

朝臣欲被補田所文書執行職子細狀

訓進課狀受通

右課被事請兼信者從初少

跨數代之間令致格勤之事然間齡漸及八旬

之等不能行步仍以男経兼年未之間今

致彼勤來者相副 因判欲令執行彼事望請

之如相傳之課狀被定補者將成其勇致

奉公之忠節謹解

保安三年十二月九日 散位藤原兼信

〔注記〕この資料は、齡八十を越え歩行も困難になった藤原（佐伯）兼信が、年来その職務を代行してきた息の経兼を、課狀の旨にまかせて田所執事（元部職）に補任してほしいと国司に申請し、認める旨の外題を書面の端に記して許可されたもの。（『年表編61頁』）

『芸藩通志』巻五 卷百三十九安藝国安芸郡(二二三七頁) 安藝地区藝『芸藩通志』所収田所文書
『広島県史』古代中世資料編Ⅱ(二五一頁)安藝地区藝藩通志所収田所文書

(田所)

一 藤原兼信讓狀

(護)

讓□

(田所執)

□事

(状)

(帶)

(田所)

(雖)

(宣力)

右件職、爲相傳之所滞、而於□經兼所讓与如件、縦□有□蒙國定之、仍勒事□
讓狀如件、

(保安)

□三年(一二二二)十二月九日

(兼信)

田所惣大判官代藤原朝臣(花押)

右人、爲相傳譜代之上、任親父兼信朝臣之讓狀、補任如件、宜承知、依宣用之、以宣、

保安三年(一二二二)十二月九日

大介兼皇后宮權大進藤原(爲忠)朝臣 書判

。本文書「安藝国印」五アリ

『安芸府中町史』第2巻(二五八頁) 藝藩通志巻五 卷百三十九安藝国安芸郡 保安三年(一二二二) 広島市中央図書館蔵

田所職補任廳宣

(安藝国司廳宣)

第 部 古代・中世の資料

廳宣 田所
補任執事完部職事
散位藤原朝臣兼
右人爲相傳譜代之上任
親父兼信朝臣之讓狀補任
如件宜承知依宣用之
以宣
保安三年十二月九日
大介兼皇后宮權大進藤原朝臣(爲忠)

(5) 田所職補任廳宣

田所

補任執事兄部職事

散位藤原朝臣兼

右人爲相傳譜代之上任

親父兼信朝臣之讓狀補任

如件宜承知依宣用之

以宣

保安三年十二月九日

大介兼皇后宮權大進藤原朝臣(爲忠)

〔注記〕資料345の三通は同日付である。国廳内での補任の方式の標準サンプルと考えてよい。なお、本資料の写しが広島県史古代中世資料編Ⅱ一八四六号嚴島野坂文書にある。資料3の花押と同じ。

田所職讓狀『芸藩通志』卷百三十九 保安三年(一一二二)
(藤原兼信讓狀)

謀
中
右件職爲相傳之所滞而於
經所讓與如件縱
蒙 國宣之仍
勅之讓狀如件
三年十二月九日
田所惣大判官代藤原朝臣(花押)

第一節 平安時代の資料

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ(二五三、二五四頁)
安藝地区『芸藩通志』所収田所文書(二三三七頁)

二安藝国司廳宣

補任廳宣 『芸藩通志』卷五

卷百三十九(浅野文庫)(広島市立中央図書館蔵)

寛治五年(一〇九二)四月十日 府中町史第二卷第三部古代中世資料一五五頁

〈読み下し〉

廳宣 田所

庁宣す 田所

大帳所惣判官代三善兼信

だいちょうどころそうだいはんがんだいみよしかねのぶ
大帳所惣大判官代三善兼信

右人任祖父信職讓狀補任

みぎのひと 祖父信職の讓狀に任
のふせと

田所執事如件宣承知依

たどころしつじ ぶにん
せ田所執事に補任すること

件用之以宣

くだん
件の如し 宜しく承知すべし

寛治五年(一〇九二)四月十日

寛治五年(一〇九二)四月十日

大介藤原 朝臣(花押)

おおいのすけ
大介藤原 朝臣

(4) 田所職讓狀
芸藩通志卷百三十九 保安三年(一一二二)
(藤原兼信讓狀)
広島市中央図書館蔵

讓狀
田所執事

右件職爲相傳之所滞而於

經兼所讓與如件縱

有 蒙 國宣之仍

勤事之讓狀如件

保安三年十二月九日

田所惣大判官代藤原朝臣(花押)
(兼信)

〈注記〉

この史料は、前文書(資料3)の「讓狀壹通」に相当すると思われるので、年未詳であるが、保安三年と推定できる。

内容は藤原兼信が相伝の所職である田所執事兄部職を息の經兼に譲り与えたもの。国衙の所職においても、その「家」が固定化すると讓狀のもつ意味が絶対的となることは、資料3と考えあわせれば充分なことができる。(cf年表編61頁)

(有俊)

(有俊)

。本文書「安藝国印」四アリ

古廳宣押印如図

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ(二五一、二五二頁)

安藝地区『芸藩通志』所収田所文書(二二三五頁)

三善信職讓状

『芸藩通志』卷五 卷百三十九(浅野文庫)(広島市立中央図書館蔵)

『安芸府中町史』第二卷第三部古代中世資料一五四頁

府中村田所伊織所蔵

田所職讓状

讓渡

田所執事

(渡)

右件職依為数代之所滞為、次譜牒、則男大帳所惣大判官代三善兼信讓□如件

(如件)

縦雖有讓状相副申文可蒙国宣之、仍勤事狀讓状□

寛治五年(一〇九二)四月八日

(信職)

田所惣大判官代三善(花押)

第八節 経兼

姓藤原氏、氏三宅、任三惣大判官代散位藤原朝臣、

にんじらる

このころべしき

保安三年(一二二二)十二月九日、被_レ任三相伝譜代之執事完部職二

かねのよりゆずりをうく

之国宣アリ、又執事職相伝所帶自三兼信一之受_レ讓

『芸藩通志』古代中世資料編Ⅱ(二五三、二五四頁)

安藝地区『芸藩通志』所収田所文書

四 藤原兼信解讓状

田所職讓渡下状 芸藩通志卷五 卷百三十九(広島市立中央図書館蔵) 保安三年(一二二二)

『安芸府中町史』第二卷第三部古代中世資料一五六頁

(外題)

任親父兼信朝臣讓状可兄部

充行

(花押)

田所惣大判官代藤原朝臣兼信解 申請

請被早任讓狀旨依申狀理裁定給以男經兼

朝臣欲被補田所文書執行職子細狀

副進讓狀壹通

右謹檢事情兼信者從幼少

跡數代之間令致勤之事然間齡漸及八旬

之不能行步仍以男經兼年來之間今

致彼勤來者相副 国判欲令執行彼事望請

□ 之如相傳之讓狀彼定補者將成其勇致

奉公之忠節謹解

保安三年(一二二二)十二月九日 散位藤原兼信

〔注記〕此の資料は、齡八十を越え歩行も困難になった藤原(佐伯)兼信が、年来その職務を代行してきた息子の經兼を、讓狀の旨にまかせて田所執事兄部職

『芸藩通志』古代中世資料編Ⅱ(二五三、二五四頁)

安藝地区藝藩通志所収田所文書

五 安藝国司廳宣

『芸藩通志』卷五 卷百三十九(広島市立中央図書館蔵)(一一五五)

『安芸府中町史』第二卷第三部古代中世資料(一五七頁)

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ厳島野坂文書 一八四六(一三〇四頁)

安藝國司廳宣

朱印

廳宣 田所

(兄)

補任執事完部職事

朱印

散位藤原朝臣經兼

朱印

右人、為相傳譜代之上、任親父兼信朝臣之讓狀、補任如件、宜承知、依宣用之、以宣、

保安三年(一二二二)十二月九日

大介兼皇后宮權大進藤原(為忠)朝臣 書判

朱印

第九節

兼守

姓藤原、氏田所、此時ヨリ専ラ田所ヲ用ユ、*(一一三五)
任田所大判官代散位藤原朝臣ニ、

保延三年(一一三七)七月五日、補^{ふにんす}任田所完部職^{いんべんてい}
之御庁宣アリ、
ちのりかねよりしよたいをあいゆずる
父自^{ふにんす}レ^(鑑)兼相^{かんさう}二讓所^{じやうじやう}帶一ヲ

第一〇節 惟兼 姓藤原、氏田所、任^{ふにんす}田所大判官代散位藤原朝臣^{ふにんす}、*(一一五二)

仁平二年(一一五二)十一月廿五日、父自^{ふにんす}二兼守^{かんしゆ}一受^{かねもりより}二所帶之讓^{しよたいのゆずりをうく}一ヲ、

久寿二年(一一五五)十月十四日、補^{ふにんす}任田所執事職二之御廳宣アリ

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ(一二三九頁 所載)

一七五一安芸国司廳宣寫 厳島野坂文書 久寿二年(一一五五)

『安芸府中町史』第二卷第三部古代中世資料一五九頁

廳宣 留守所

補任田所執事職事

散位佐伯惟兼

右人、補任彼職如件、亘承知、依宣用之 以宣、

久寿二年(一一五五)十月十四日

中務大輔兼大介平朝^(臣脱)書判

(平の朝臣 清盛)

第二一節 則兼

姓佐伯、氏田所、任^{たどごうしよせいしきをこうむる}二田所惣大判官代散位佐伯朝臣^{ふにんす}二、

保元三年(一一五八)十月日、父自^{ふにんす}二惟兼^{かん}一受^{たどごうしよせいしきをこうむる}二讓蒙田所書生職^{じやうもん}之

免許之御廳宣アリ

国立公文書館内閣文庫風楓文書纂嚴島神社定勅使田所主税家文書
目録

同御宇仁平二年(一一五二)一田務職讓狀

同御宇一旧書

近衛院御宇久寿二年(一一五五)一御庁宣

保元四年(一一五九)御国宣

安芸国司庁宣 「新出嚴島文書 四五」千代田町史古代中世資料編 二〇頁

庁宣 留守所

春木市折両村 可早相傳春木市折両村一御社御供

田壺拾参町壺段佰式拾歩事

本御供田拾町壺段佰式拾歩^{本十六町内}

新御供田参町内

於壺町者二季祭御祭弊料布拾陸段代立用

右、件以村作田、当社御供田所相傳也者、留守所宣

承知、勿違失、依宣用之、以宣、

安元元年(一一七五)十二月 日

大介藤原朝臣
(保恩)

安芸国留守所下文

「嚴島野坂文書一五五四」

(端裏裏紙)

「安元元年寛政三年迄
六百十六年」

春木市折両村 留守所下 春木市折両村

可令早相替 一御社御供田壱拾参町壱段佰式拾歩由事

本御供田拾町壱段佰式拾歩本十六町内

新御供田参町内

於壱町者二季祭御祭弊料布拾陸段代立用

右、件以村作田、当社御供田所相傳也者、留守所宣

彼村司

等宣承知之用之、故下

「安元元年(一一七五)十一月 日

大判官代佐伯朝臣(花押)

佐伯朝臣(花押)

佐伯朝臣(花押)

総判官代源朝臣

京上

介源朝臣(花押)

目代散位藤原朝臣(花押)

(端裏裏紙)

「安元元年(一一七五)寛政三年迄
六百十六年」

留守所下す 春木市折両村

早く 一御社御供田十三町一段百二十歩と相替えしむべき由の事

本御供田拾町壱段佰式拾歩本十六町内

新御供田参町内

一町においては二季祭御祭の弊料布拾六段代に立用
す

右、件の両村の作田を以て、当社御供田の相伝うる所なれば、

彼の村司等よろしく承知し、これを用うべし

ゆえに下す

「安元元年(一一七五)十一月 日

大判官代佐伯朝臣(花押)

佐伯朝臣(花押)

佐伯朝臣(花押)

総判官代源朝臣

京上

介源朝臣(花押)

目代散位藤原朝臣(花押)

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』所収嚴島神社定勅使田所伊織家文書
『芸藩通志』古代中世資料編Ⅲ嚴嶋文書編二(一五二一～一五三二頁)

安藝國司庁宣

庁宣 留守所

(山縣郡(市)

可早為一御社司沙汰令勤濟、春木一折代
市散在田所当官物事

(藤原能盛)

右、如在庁官人等解状者、以前前司任、

春木市折公田之代、令相傳散在神田畢、

而彼散在田負名等不弁済当官物之間、

(則兼の誤り)

(愁脱か)

收納使田所則包暗蒙譴責之条、為前之由見状、

而今令相尋御社司之处、件散在田者、

有限公田相傳之代也、

更不可及対桿者、然者両方申状已以相、

(違力)

一字^{虫也}敷、春木市折村者、為御社之領^{一字}虫入

兩代已畢、尤可令奉免之、

至于其代散在田所当官物者、

國衙收納使等寄事於左右、不弁済^{一字}虫也、

早為御社司沙汰、可令勤濟之状、

所宣如件、以宣、

治承三年(一一七九)十月 日

(保房)

大介藤原朝臣 墨判

廳宣す 留守所

早(すべ)御社司の沙汰として勤濟せしむべき、春木
折代散在田所当官物の事

(藤原能勢)

右、在庁官人等の解状の如くんば、以前前司の任を以
て、

春木市折公田の代に、散在神田を相傳せしめおわん
ぬ、

しかるに彼の散在田負名等官物を弁済せざるの間、
收納使

(則兼の誤り)

田所則包に譴責蒙るの状、愁前たるの由状に見ゆ、

而今社司に相尋ねしむるの处、件の散在田は、限
りある

公田と相傳の代なり、さらに対桿におよぶべからざ
る者なり

然れば両方の申状すでに以て相違か、春木市折にお
いては、

御社の領の為に□兩代すでにおわんぬ、もつともこ
れを

免じ奉らしむべし、その代の散在田所当官物は

國衙收納使等事を左右に寄せ、弁済せず、早に御社^{すく}

沙汰として、勤濟せしむべきの状、宣する所件の如
し、以て宣す、

治承三年(一一七九)十月 日

(保房)

大介藤原朝臣 墨判

第二節 為兼

姓藤原、氏田所、任田所惣大判官代散位下総權守藤原朝臣、(一一六七)

ぶにんす

仁安三年(一一六八) 正月六日、補^二任田所文書所^一之御庁宣アリ、

寿永二年(一一八三)七月日、西条一丁本免武清村一丁領知スト云フ証文アリ

『芸藩通志』卷五 卷百三十九(二三三七頁) 安藝地区藝藩通志所収田所文書

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書

目錄

六条院御宇仁安三年(一一六八)一旧書

仁安三年(一一六八)一讓状

高倉院治承三年(一一七九)一御国宣
文治五年(一一八九)御証文
文治五年(一一八九)一言上書

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ嚴島野坂文書(一〇二五頁)
一五五六伊都伎嶋社神主等官幣請取奉納狀案

(端書)

「往古從禁中御神納受取六家書付之写」

伊都伎嶋社

謹受

官幣事 副金銀幣帛

右御幣物等、勅使左近兵衛權中將平朝臣と奉相具、即奉納、兼御願圓滿之由祈禱、謹言、

治承三年(一一七九)三月九日

小行事權国造散位佐伯

行事權国造散位佐伯朝臣

物申權国造散位佐伯朝臣

案主權国造散位佐伯朝臣

大行事權国造散位佐伯朝臣

(景弘)

神主正国造兼修理惣大檢校散位佐伯朝臣

佐伯景弘

文治二年(一一八七)

安芸守

介

第一三節 兼資

姓平、氏田所、(一一九〇)一(一一九六)建久元年(一一九〇)十二月二十六日、父為兼ヨ

リ受讓而任^{めずりつて}田所惣大判官代權介平朝臣、又同年十二月日被補田所書生職之免狀アリ、

はじめてふにんす

けんたいせしむ

しよしき

此時初而補^{くげでん}二任在廳職、其外令^{けんたいせしむ}兼^{しよしき}帶松崎八幡下目祇園神人所職者等^{せんれいのごとく}二也ト云フ家書ニアリ

建仁二年(一一〇二)十二月公解田已久村一丁如^{くげでん}三先例^{せんれいのごとく}二申受ル御免狀アリ

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』嚴島神社定勅使田所主税家文書

目録

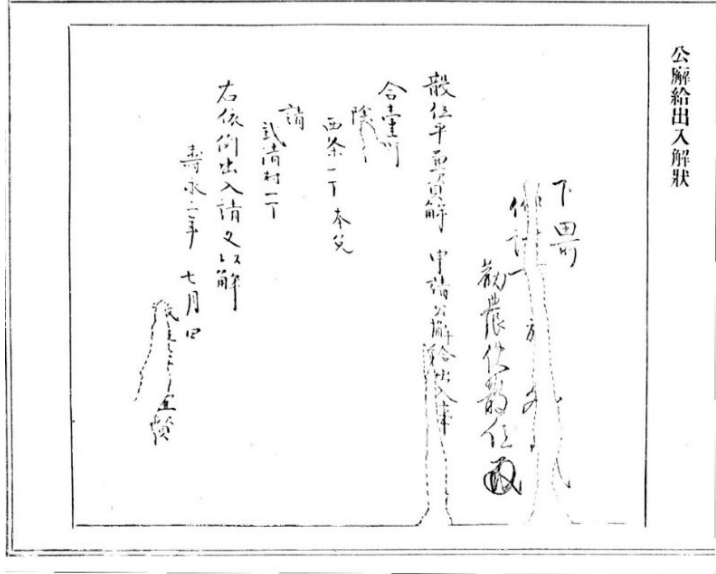
文治六年(一一九〇)御庁宣

後鳥羽院御宇建久元(一一九〇)御庁宣

建久元年(一一九〇)一言上書

建久元年(一一九〇)一御国宣

元久元年(一二〇四)一言上書



『広島県史』古代中世資料編Ⅱ(二五三、二五四頁)

安藝地区『芸藩通志』収田所文書

平兼資并外題

『芸藩通志』卷五 卷百三十九 広島市中央図書館蔵

(『安芸府中町史』第二卷一六〇頁公解給出入解状参照)

(外題)

下田所

勸農使散位(花押)

散位平兼資解

申請公解給出入事

合意町

除

(加茂郡)

西条二丁 本免

請

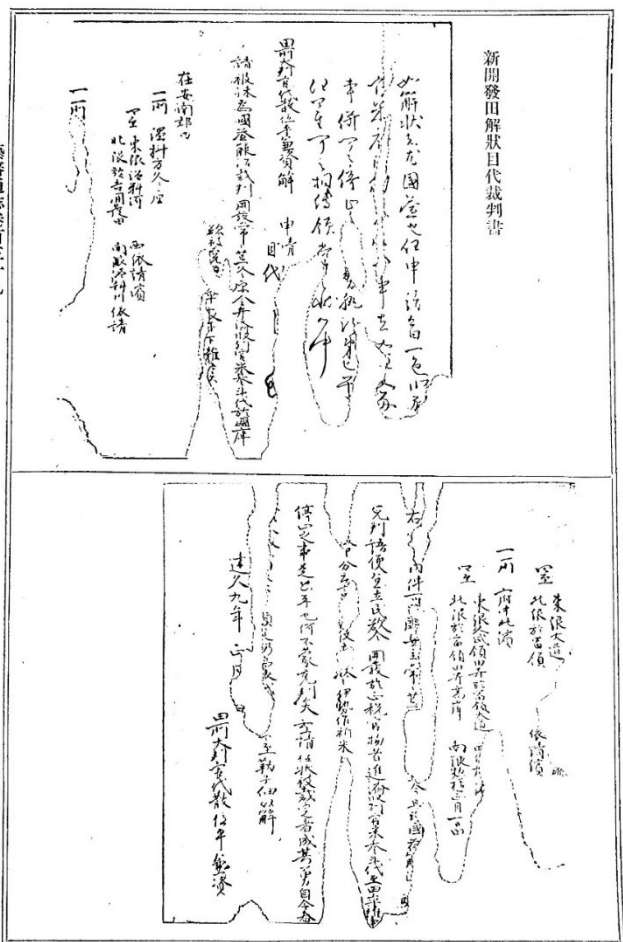
武清村二丁

右、依例出入受文、以解、

壽永二(一一八三)年七月四日(月)

散位

平兼資



『芸藩通志』卷五 卷百三十九 所収田所文書 第百三九 新田開発解状目代裁判書

新開発田解状目代裁判書 申請

(平兼資解)

(外題)

如解状者尤国益也任申請之旨一色段別
官米被□□□□事者如注文兩
事併可令停止之□□ □□執次第也早□
任四至可令相傳領掌之状如件

目代 □ (花押)

田所大判官代散位平兼資解 申請

請被殊依国益能治裁判開発常々荒・原令弁済段別官米三斗代

於国庫「欲被究済」・乎取下雜公事

在安南郡内

一所 温品方・原

東温品河 西依請濱

四至

北限弥吉開発田 南依請濱

一所 府中北濱

一所・中カ

東限大通

・・□

四至

北限弥富領 南依請濱

一所 府中北濱

(請カ) (濱カ)

東限久武領田并弥富領大通 西依□□・

北限弥富領田并高岸 南限惣社正月一日田

右□・内件可□□無主常々荒・□今且□國符解

免判語便宜士民欲令開発正税官物者進済段別官米参斗代至田率

雜事・・申分云言・□使□□伊勢御祈米□

停止之事是公平也何不蒙免判望請任状被裁定者其勇自今春

□□□□□之仍□□□・・四至勒子細以解

建久九年(一一九八)正月 日

田所大判官代散位平兼資上

第一四節 資家

姓平、氏田所、任三田所惣大判官代平朝臣、通称新大夫、

建永元年(一二〇六)二月、父兼資七十余ニ至リ疾病深キ故累代相

傳之受レ讓而任三田所惣大判官代、

くげでん こくおんとしてかぞうせしめ

又建曆二年(一二二二)十一月朔日、公廨田三町為三国恩一令ニ加増一、

已久村一町、河戸村五反、西条郷五反、合二丁ト云フ御免状アリ、

嘉祿元年(一二二五)五月三日、京高辻室町旅宿ニ於テ五十一歳ニシテ卒ス、

だいじようしきにほせられる

是前資家弟俊兼建久九年(一一九八)十一月六日、補ラルニ大掾職一事アリ

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』嚴島神社定勅使田所主税家文書

目録

崇徳院御宇建曆二年(一二二二)一御庁宣

建曆二年(一二二二)一讓状

正応二年(一二八九)一讓状

第一五節 俊兼

姓平、氏田所、(一一九八)

ようしとして

兄資家京都旅宿ニ於テ卒ス故、暫時為ニ養子ニ而

じゅうごいのげににんぜらる

家督令ニ相統一、任ニ從五位下一、

(嚴島社宮司 野坂家から発見された安芸国留守所補任状の写である。

「留守所 補任 大掾職事 從五位下 平朝臣俊兼

右人、為^レ致^二奉公之忠^一、補^二任大椽職^一

如^レ件、^{ちようせん}庁宣承知用^レ之、故補任、

建久九年（一一九八）十一月六日 大判官代佐伯朝臣書判

佐伯朝臣 佐伯朝臣

権介惟宗朝臣

惣大判官代惟宗朝臣 目代（書判）

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』嚴島神社定勅使田所主税家文書
目録

後鳥羽院御宇建久元年建久九年（一一九八）一被補大椽職 資家舍弟從五位下俊兼

正治元年（一一九九）一注進状

建保四年（一二二六）一知行注文

『国史大辞典』九卷二三九頁によると

田所はこうした分課的在庁所の内でも、土地関係の職掌を主としたものである。各國衙の行政分野にあつて、田所の関与する検田は重要であつた。検田については郡規模で郡検田所が設置されており、……：所料田の確認申請があると国司はその申請文書を國衙田所の調査に付す。田所では國衙の検田帳（馬上帳）や国図（基準国図）と照合し朱書で国司に勘合注申する。この田所による坪付（田積）の朱注の結果を「丹勘」と呼ぶ。不輸租免田を國衙に認定してもらふ際、田所が作成するこの勘文は極めて重要であつた。田所を構成する官人の肩書は目代・惣判官代・書生など様々であるが田所の責任者は有力な在庁官人が任せられたため、田所職の名称に見るように家職として世襲される場合もあつた。

『広島県史』古代中世資料編Ⅲ一八三頁

二四 伊都岐島社政所解

（端裏貼紙）

「神第五十一号」

「下 田所

目代 • 」

伊都岐嶋社政所解

申請正治元年御供田等事

合

一・ 朔弊田八町四段

・ 安南郡一町七段

・ 爲政一町 恒包七段

・ 温品村一町

（安南郡）

・ 爲政三段 爲遠代七段

・一日御供田十五町 ・安南郡二町五段三分『四』 ・守恒二段百廿	・溫科村六反 ・爲政	・時光五反	・宮吉五反 ・光友五反	・助俊七反 ・忠直七反	・宗時七反 ・季高七反	・國延七反	・葉原保一町五段	・綠井郷三町五反 ・時重	・太郎丸七反 ・松丸七反	・福永七反 ・佐西郡二町一段	・中御供田八町四段 ・國作武末	・同余田七反	・助清七反 ・國貞五反	・葉原保一町五段	・久知村	・佐々井村七反 ・清元	・石浦村	・三田新庄	・佐東郡七反
---	---	---	--	--	--	---	--	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	---	--

・有巳三段
・恒清三段
・末弘六反三百分
・恒包百八十

『二』
・持光五反大『九十』
々

『七』
・佐東郡三町八段『百八十』
吉次一町
・光清一町二段
・時重三段
・光・一町

・則重一段百八十
・行先一段百八十
・溫科村五段
・清元三段
・爲政二段
・緑井郷一町四段六十
・爲重四段
・友貞五段
・貞遠二段百八十
・有貞二段
・有恒二百冊

『七』
・八木郷五段
々
『生』
・(佐東郡)

・國延二段
・宗包一段百八十
・國里一段百八十

『七』
・古川村四段百八十
・貞末『四反』
・(佐東郡)
々

『六』

・『清□三反半』

・原郷八段百八十
・(安南郡)

・貞時二段
・守恒六段
・則重二段
『恒同一反』

・西条郷八段
・(加茂郡)

・己斐村二段
・米光
・長田村三段
・清元
・(高田郡)

・佐々井村一段
・同人

- ・ 栗原保三町六段
- ・ 同余田一段
- ・ 國作勢得
- 一・ 本御供田十六町
- ・ 春木村十町一段百廿
(山縣郡)

- ・ 栗原保五町八段二百冊
- ・ 一新御供田四町
- ・ 春木村二町
- ・ 佐東郡一町
- ・ 吉次
- ・ 緑井郷三段
- ・ 善与
- ・ 有恒七反百十 本今富
- ・ 勢得命源一段二百冊

- 一・ 外宮免田三町五段
- ・ 佐西郡三町二段
- ・ 御供田一町
- ・ 御鏡田七反
- ・ 秋宗入道
- ・ 御油免一町
- ・ 御粥田五反
- ・ 友人
- ・ 緑井郷三段
- ・ 善与

- 一・ 二季御祭弊新田一町
- ・ 春木村
- 一・ 同新屋津代酒肴新田一町
- ・ 安南郡
- 一・ 六節供田二町
- ・ 三田新庄
- 一・ 御洗米新田一町
- ・ 佐西郡
- 一・ 散米田五反
- ・ 同郡松丸
- 一・ 山王社免一町
- ・ 佐々井村
- 一・ 今社免五段
- ・ 佐東郡
- ・ 光清五段
- ・ 爲包五反

右、依例所申請如件、

正治元年(一一九〇)十二月 日 小行事権国造佐伯

行事権国造佐伯

(伯題)

修理檢校権国造佐(花押)

案主権国造佐伯(花押)

物申権国造散位佐伯(花押)

神主正国造兼修理惣大檢校佐伯

『廿日市町史』通史編三三五、三三六、三三七頁によると

・ 厳島神社社殿焼失

・ 建永二年(一一〇七年)七月三日

・ 厳島神社社殿焼失

・ 健保三年(一一二五年)

・ 厳島神社社主就任

・ 承久三年(一一二一年)

・ 厳島神社社殿焼失

・ 貞応二年(一一三三年)二月二日

・ 朝廷は安芸国を厳島神社の造営領国に付した。

・ 文暦二年(一一三五年)三月

・ 厳島神社内宮の遷宮日時は、藤原神主親実の申請により朝廷の選定により仁治二年(一一二四

一)七月一七日挙行された。

第一六節 遠兼 姓平、氏田所、(一二二九)

安貞三年(一二二九)十月、父俊兼ヨリ受_レ讓而相統、被任_二田所惣判官代左近將監平朝臣_一、嘉禎三年(一二三七)十一月六日可_レ領_二作安南郡内戸坂村楠木垣内_一ヲ之御庁宣アリ

『芸藩通志』古代中世資料編Ⅲ(一二三五頁)

一七四五 安藝国司某下知状寫

書判

下 左近將監遠兼

(安南郡)

可早領作田玖段内 府中正友作二段 同武弘作二段事

戸坂久須垣内七段内五段

(安南郡)

右件田者、雖為有限久武名所立戸坂門田内今富名九段の代也、早令領知可為今富名之状、下知如件、

寛元四年(一二四六)五月廿一日

惣大判官代 書判

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』嚴島神社定勅使田所主税家文書

目錄

後鳥羽院御宇嘉禎三年(一二三七)一旧書

仁治三年(一二四二)一將軍家下文

寛元二年(一二四四)下知状

『芸藩通志』古代中世資料編Ⅱ嚴島野坂文書

一五五八 伊都岐嶋社神主等神寶物請取奉納狀案

(端裏書)

(往古從禁中御神納請取六家書付之写)

伊都岐嶋社

謹請 御神寶物事

御幣二枚 紫蓋一枚

鏡一枚 劔一腰

麻笥一口 線桂一本

弓一張 箭四

右、御神寶物 勅使蔭孫正六位中原朝臣俊繼奉相具、今月十八日歸着、即奉納・、社司等謹請、

建長七年(一二五五)十一月十八日 小行事散位佐伯

權国造散位佐伯景貞

修理行事權国造散位光房

大行事權国造散位佐伯盛景

祝師権国造散位佐伯忠久
案主権国造散位佐伯重頼
神主從五位上前安藝守佐伯朝臣親光

第一七節 高資

姓平、氏田所、(一二五九)

正元元年(一二五九)六月廿日、父遠兼ヨリ受レ讓而相統ス、任ニ田所惣判官代新左衛門尉^一、弘安二年(一二七九)五月十日、温品村之内領知スト云証文アリ、此時爭論之事有^{ありて}而、弘長二年(一二六二)の夏上落ス、重代の書類周防之国阿弥陀佛之宿所(國衙寺)ニ預ケ置く、文永三年(一二六六)二月十五日、同所出火ニテ代々の書類消失ス、故是迄年号等不レ詳ト雖トモ、代々申傳ヲ以て記すモノナリ、
免狀・国宣・庁宣等^者 残ル分を以テ記載スル所也

第一八節

源
資賢

姓平、氏田所(一二八九)

嘉元二年(一二三〇)四年田務職執事相傳之所帶、父資俊ヨリ父高資ヨリ受レ讓而、任ニ田所惣大判官代新左衛門尉平朝臣^一

徳治二年(一一三〇)七月三日、被^レ定ニ補河戸村司職ニ之庁宣アリ、杣村ノ内所々公文職^{くもんしき}、久和・小河内・安祭三カ所ニ領知スト云フコト家書ニアリ

(カ)

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書
目録

一文永(一二六四)一二七五之此之先祖我略 悉焼失之讓狀

後伏見院御宇正安三年(一二三〇)一御院宣

正安二年(一二三〇)一和与狀

正安三年(一二三〇)一下知狀

正安四年年(一二三〇)一下知狀

嘉元三年(一二三〇)一下知狀

嘉元二年(一二三〇)一和与狀

嘉元二年(一二三〇)一下知狀

徳治(一二三〇)一二三〇四一下知狀

後二条院御宇徳治二年(一二三〇)一御庁宣

延慶二年(一二三〇)一下知狀

応長元年(一二三一)一下知狀

正和四年(一二三二)一言上書

元応二年(一二三二)一和与狀

広島県史古代中世資料編IV(二八六)

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書

一安藝国宣

『広島県史』古代中世資料編Ⅳ藤田精一氏旧蔵文書(二六〇頁)

一 六波羅御教書

以下三通、東大影寫本ニヨル

(端裏書)

「惣社 建治元年(一二七五)

九月十日」

(安南郡)

安藝國在廳上西清經并惣社三味堂一和尚承兼申、當国溫科村地頭代能秀令押領名田屋敷苅取作毛由事、重訴狀等如此、擬尋決之處、令難決之間、且置論於中、且以日

(被)

參着到可遂問注之由、先度加下知畢、而不但用度々歸國之間、就召文乍令上洛、或

(非)

号地頭代・替、或稱可令和与之由、不從催促迹□条、□普通之法、所詮任下知狀、相副兩方使者苅置作毛於中、來月十日以前可被催上洛、能秀過期日者、殊可有其沙汰候、仍執達如件、

(北条義宗)

建治元年(一二七五)九月十日

左近將監(花押)

美作三郎殿

下妻孫次郎殿

『広島県史』古代中世資料編Ⅳ藤田精一氏旧蔵文書(二六一頁)

二 六波羅御教書

(端裏書)

「乾元二(一二〇三)

下知 資賢」

(進力)

(間力)

□東寺安藝國田所資賢□抑留公解田并雜免所當米□事、重訴狀_{副書}具如此、先度加下被承引旨太無謂、早任先下知狀、可被致□沙汰也、仍執達如件、

(六力)

乾元二年(一二〇三)七月廿□日

(北条基時)

左馬助(花押)

(金澤貞顯)

なかつかさいふ

中務大輔(花押)

佐東町史(一〇七頁)

三六波羅御教書写

安藝國田所資賢申同国久村

地頭金子三郎二郎入道願西弁当村内

(重)

免田老町所當以下得分物申事、悉訴狀

(書脱力)

副具如此、先度令加下知下處、不承引云々

太無謂、早任先 下知下令辨償之旨
相觸願西、可被申散狀也、仍執達如件、

正安三年(一三〇一)十一月十日

(北条泰時)

左馬助印

(大仏宗恵)

陸奥守判

肥後五郎左衛門殿

安 芸 三 郎殿

第一九節 信兼

姓平、氏田所(一三二七)

嘉暦二年(一三二七)正月日、父資賢^{よむい}齡及三十有余之田務執事職之受_レ讓而、
任_二田所惣判官代次郎左衛門尉平朝臣_一、御廳宣國宣モアリ

雜訴決斷所寫 (『広島県史』古代中世資料編Ⅱ厳島野坂文書一八一八 一二八八頁)

雜訴決斷所牒

安芸國衙

当国田所信兼中惣社御神樂免田所當米間事

牒、任先例可有其沙汰之由 宣令下知當知行之仁者、牒
送如件、以牒

建武二年(一三三五)正月十七日

右大夫安倍^{書版}

陸奥出羽按察使藤原朝臣

左近衛中将源朝臣

正二位藤原^(三條実任)

朝臣^{書版}

右中辨藤原^(高倉充守)朝臣

從三位平^(宗経)朝臣

式部權大輔藤原^(日野行氏)朝臣

御庁宣・等モアリ

『広島県史』古代中世資料編Ⅲ(一二二六)

一七三一安藝國目代施行狀寫

安藝國佐西郡公文職名田島等事、國宣如此、任_二被仰下之旨_一、可令知行給、御年貢御公事以下
任先例可被致其沙汰也、仍執り達如件、

七月十七日

目代法橋祐實 書判

(信兼^カ)

田所殿

【解説文】

当国貞応以降新立

莊園事

院宣如レ件、早任^二仰下
旨^一急速可^レ被^二注進^一之
由、國宣所^レ作也、仍執
達如^レ件

正安三年(一三〇二)十月六日 法橋円

安藝田所殿

【読み下し文】

当国貞応以降新立^{しんりつ}

莊園事

院宣如^レ件、(いんぜんくだんのごとし)早^{すく}に任^おじ仰^お下^{くだる}

旨^{にわか}急速に可^レ被^二注進^一之

由、(ちゅうしんせらるべきのよし)國宣所^{こくせんつくるところなり}作^よ也、仍^よ執^つ

達件^{くだん}の如^し

正安三年(一三〇二)十月六日 法橋円

安藝田所殿

国立公文書館内閣文庫『風楓文書集』 厳島神社定勅使代田所主税家文書

目録

元応三年(一二三二)一旧書

元弘元年(一二三二)一御目代書状

後醍醐天皇御宇元弘三年(一二三三)一御庁宣

後醍醐天皇建武元年(一二三四)御国宣

第二〇節

石井七郎末忠(田所惣大判官代新左衛門尉平朝臣田所資賢の七男)

『芸藩通志』巻五卷百三十九

(二二四〇頁)

藝藩通志卷百三十九

二二四〇

石井七郎末忠へ被下 繪旨

源末忠に被下 繪旨
おのゝちのちのちのち
おのゝちのちのちのち
おのゝちのちのちのち
おのゝちのちのちのち

末忠申文頭中將一見

末忠申
安藝國在藤石井七郎源末忠申合藏事馳参信
船上依下預四月十日 繪旨付預中將家御手
致度、合藏并山上者為蒙恩宣可下預御
一見、後、我、心、收、控、宣
元弘三年五月十日
進上 御奉行所
源末忠

右田所氏所藏古文書の内なり、總て此家藏するところ古代の標数數
百通に及ぶ、何れも賞玩すべきものなれど散失するに暇あらず、今
ここにその一、二を寫す其餘思ふべし

『広島県史』古代中世資料編Ⅲ（一二七六～一二七七）

（田所資賢の七男）

一八〇三 安藝國在廳石井末忠着到軍忠狀寫
藝藩通志卷百三十九（二四〇頁）

（千種忠顯）

末忠申文 頭中将家御一見

末忠申

花押

（八幡郡）

安藝國在廳石井七郎末忠申合戰事、馳参伯州船上依下預四月十四日添 綸旨、付頭中將
家御手、此上者為蒙恩賞、可下預御一見狀候哉、恐惶謹言、

元弘三年（一二三二）五月十日

源 末忠

進上 御奉行所

（田所資賢の七男）

石井七郎末忠

安藝國在廳石井末忠軍中狀

『芸藩通志』卷第百三十九 元弘三年（一二三二） 広島市中央図書館蔵

末忠申

千種

袖判（頭中将顯忠卿之判）

安芸國在廳石井七郎源末忠合戰事馳参白州

（八幡郡）

船上依下預四月十四日恭 綸旨付頭中将家御手
致度々合戰畢此上者為蒙恩賞可下預御
一見狀候哉恐

後醍醐天皇綸旨 『芸藩通志』 卷第百参拾九 元弘三年（一二三二）

石井七郎末忠へ被下 綸旨 後醍醐天皇

源末忠可致合戰之忠

於有勲功可被行

勸賞者

綸旨如此悉之

（高倉光守）

八月十四日

勘解由次官

【読み下し文】

石井七郎末忠へ下さる綸旨 後醍醐天皇

源末忠、合戦の忠を致すべし

勲功有るにおいては勸賞行われべき者なり、

綸旨此の如し、之を悉せ

(高倉光守)

勘解由次官

『安藝郡風教誌』(三九頁)

又三宅系譜末忠の條に元弘三年(一二三三)兄二郎左衛門尉信兼、依リテニ令ラル下、ニ知弟末忠馳ニ参ヌ伯州船上
一と在り又同系譜に楠氏湊河合戦の時、末忠戦死ス

墳墓ハ在ニリ兵庫ニ

『安藝郡風教誌』(四五頁)

明治天皇御製

世と與ニ 語り傳へよ 國の爲 いのちをすてし 人のいさをは

第二二節 信高 姓平、氏田所(一二三三五)

建武二年(一二三三)十月、父信兼ヨリ受レ讓、任ニ田所惣判官代新左衛門尉平朝臣、

正平六年(一二三五)十月三日、安芸国河戸村國衙分^{二分}可レ令ニ^{りようぢ}

せしむべき

領知ニ旨 常陸親王ヨリ令旨頂載

永和五年(一二七九)二月廿五日、嚴島社御勅使装束破損ニ付

りようそくとして

為ニ料足ニ当国入野郷一町之内三段、黒瀬町二段、以上五段拝受之免状アリ

『安芸府中町史』第二卷及び『広島県史』古代中世資料編IV藤田精一氏旧蔵文書(二六一頁)

常陸親王令旨寫によると

正平七年(一二三五)十月三日、

りようぢたらしむべき

りようぢ

安芸国河戸村國衙分^{二分}任先例可レ令ニ領知旨、常陸親王ヨリ令旨頂載、

永和五年(一二七九)二月廿五日、嚴島社御勅使装束破損ニ付

りようそくりようとして

為ニ料足ニ当国入野郷一町之内三段、黒瀬村二段、以上五段拝受之免状アリ

嚴島神社両度初申之御神事奉幣使祭主兼務、

3 『拾芥抄』に、正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近ニ代無ニ其沙汰ニ坎、とあり。されば後に

官幣を止められし、なるべし。其の頃より、専ら故国府、田所氏已下の祠官等、祭事を掌ることになりしならむか。初申祭 毎年、二月、十一月、これを行う。⁽²³⁾」

注⁽²³⁾ 『拾芥抄』

『国史大事典』第七卷二百五十三頁

『口遊』や『二中歴』などの系列に属する百科全書。『拾芥略要抄』ともいう。古くは洞院公賢^{とういんきんかた}の撰、同実熙の増補としたが、和田英松は否定し、川瀬一馬は現存の『拾芥抄』は改編されたものでこれは洞院公熙^{とういんさねひろ}の撰とする。現存本は三卷。和田英松は永仁二年(一二九四)の写本のある『本朝書籍目録』^{ほんちようしやくもくろく}以前の成立とし、川瀬一馬は現在の改編『拾芥抄』は応暦四年(一三四一)四月より八月の間の成立とする。後堀川天皇を当代とした所がある。

最古の写本は東大資料編纂所本で室町時代初期を下らない書写で、……上巻は歳時部より楽器部の三十五部門、中巻は百官部より田籍部の二十五部、下巻は諸社部より養生部までの三十九部よりなり、宮城指図、東西京図などの図、多くの勘文、吉備真備の『私教類聚』の目録、諸国の田数など重要な資料を含み、主として貴族の教養に資するものである。著者を誰にしても多くの増補・書き継ぎがある。

『藝藩通志』巻一 百九十三・百九十四頁

『田所累系』によると 信高 姓平、氏田所(一二三五)

建武二年(一二三五)十月、父信兼ヨリ受レ讓、任三田所惣判官代新左衛門尉平朝臣、

永和五年(一二七九)二月廿五日、嚴島社御勅使装束破損二付

為三料足一当国入野郷一町之内三段、黒瀬村二段、以上五段拝受之免状アリ

正平七年(一二五二)十月三日、

安芸国河戸村國衙分二分任先例可レ令三領知旨、常陸親王ヨリ令旨頂載、

『安芸府中町史』第二卷

常陸親王令旨寫 田所新左衛門尉とは田所惣判官代新左衛門尉平朝臣(田所信高)

第三部 古代・中世の資料

安芸國河戸村國衙分一分
常陸親王令旨寫
正平七年(一三五二)十月三日
右兵衛佐(花押)
田所新左衛門尉尉館
用所新左衛門尉尉館
正平七年(一三五二)十月三日
右兵衛佐(花押)
田所新左衛門尉尉館
用所新左衛門尉尉館

(49) 常陸親王令旨寫 広島県史古代中世資料編II 厳島野坂文書 正平七年(一三五二)

安芸國河戸村國衙分一分 任先例可令全知行者、

常陸親王令旨如此、悉之、以狀、

正平七年二月一日

右兵衛佐(書判)

(田所) 用所新左衛門尉尉館

〔注記〕 山県郡河戸村國衙領については、本書古代中世資料(18号)の田所注進状(一二三四頃)を参照のこと。正平七年(一三五二)當時には河戸村には山形又六(源)爲蘇が南朝方として、北條治部權少輔・毛利備中守親衡・寺原時親らと寺原城・猿喰山に據り、武田氏信・逸見有朝ら北朝方に抗したが敗退した。正平九年能野權現寄進状(藤井芳金氏藏)がある。(cf 年表編 86頁)

(上掲の古文書と対応はない。編集の都合でここに挿入)

『広島県史』古代中世資料編IV 藤田精一氏旧蔵文書(二六一頁)

河戸村一分地頭殿

三 常陸親王令旨

* 安芸國河戸村國衙分一分 任先例可令全知行者、

常陸親王令旨如此 悉之、以狀、

正平七年(一三五二)十月三日、

右兵衛佐(花押)

田所新左衛門尉尉館

「芸備郡中土筋者書出所收書」

(千代田町川戸)

安芸國河戸村國衙分一分 任兵兵粮所として知行せしむべしてへれば、

常陸親王の令旨かくの如し、これをつくせ、

以て状す、

正平七年(一三五二)十月三日、

右兵衛佐(花押)

田所新左衛門尉尉館

国立公文書館内閣文庫風楓文書纂嚴島神社定勅使田所主税家文書

目録

元弘三年(一二三三)一注進状
建武三年(一二三六)一同感状
暦応三年(一二四〇)一旧書
常陸親王正平七年(一二五二)一御令旨
貞和五年(一二四九)一装束証文

『安藝郡風教誌』(四一頁)

延元元年六月三日、從_ニ新田義貞公_ニ爲_ニ勲功之賞_ト、被_ル補_ニ竹仁村地頭_ニ賜_ニ手書_一。同年五月十八日於_テ赤穂城(播州)屢抽_テ軍忠_ニ神妙之由、賜_フニ感状_一大館左京太夫奉_{スレ}之_ヲ。

第二節

源
在俊

姓平、氏田所(一二六六)

貞治五年(一二六六)十月朔日、父信高ヨリ受_レ讓、任_ニ田所惣判官代太郎左衛門尉平朝臣_ニ、
ちぎようたるべき みぎようしよ

貞治六年(一二六七)十二月、河戸村一分方國衙職事可_レ爲_ニ知行_一旨御教書拝受アリ、
さだめらる しょうけいやくに

至徳二年(一二八五)十月朔日、被_レ定_ニ嚴島上卿役_一

御証文拝載ス、御装束モ拝載ス、

正三位上嚴島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も嚴島と
同様定勅使祭主

東寺雜掌申状 ぜいしょう 『東寺百合文書』オ一―二五

嘉慶元年(一二八七)

東寺雜掌申安藝國衙職内仙村温品

村等事請文披見畢仙村者武田遠江守申
うけふみ

子細_{云々}不同心彼妨可沙汰雜掌若猶不承

引者企參洛可申之由可相觸_{云々}次温品科村者

無國衙職之旨地頭大輔少輔金子大炊助申_{云々}

國領分明之由田所在俊起請文起 請之詞

之上者

載之

嚴密可沙汰付雜掌將又戸野郡戸兩郷

事先度被仰之處未遂行_{云々}甚無謂

所詮彼是松田勘解由左衛門尉相共致其沙汰

可被執被達請取之状依仰執達如件

嘉慶元年(一二八七)十月十一日左衛門佐(花押)

(春平)

小早河美作前司殿

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書
目録

永和四年(一三七八)一讓状

第三節 成清 姓平、氏田所、(一四五三)

享徳二年(一四五三)九月十五日、父在俊ヨリ受レ讓、

任ニ田所新左衛門尉平朝臣、

享徳四年(一四五五)閏四月七日、厳島社鎮座祭内侍免合一段在所免 四百文

霜月・二月之任ニ先例ニ可ニ知行一之旨受レ讓、

まえのごとし

社役如レ前

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と
同様定勅使祭主、

第二四節 重久 姓平、氏田所、(一四七〇)

文明二年(一四七〇)九月十日、父成清ヨリ受レ讓、任ニ田所新左衛門尉平朝臣、

文明十三年(一四八二)七月廿三日、御要脚御段銭料田細野村七反、任ニ先例、

可ニ守配一之旨蒙御下知一

文明十八年(一四八六)六月日 料田壬生庄百十九丁五段六十歩、一段別

五十文宛也ずつト云コト家書ニ見ヘ候也、

まえのごとし

社役如レ前

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と
同様定勅使祭主、

第二五節 親資 姓平、氏田所、(一五二二)

永正九年(一五二二)七月十日父重久ヨリ受レ讓、

永禄四年(一五六二)二月朔日、任ニ左衛門尉、

まえのごとし

きょうとにおいで

社役如レ前、 生年五十五歳、於ニ京都ニ卒ス、

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と
同様定勅使祭主

第二六節 胤近 姓平、氏田所、(一五三二)

永祿四年（一五六二）二月朔日、父親資ヨリ受_レ讓、任_二田所左衛門尉平朝臣_一、
天文廿四年二月廿三日、嚴島社嚴島社二季鎮祭料田之事

訴_二毛利家郡司山縣民部_一受_二国裁_一、

まえのことし

社役如_レ前

正三位上嚴島神社兩度初申之神事定勅使_{（こふしょうけい）}国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も嚴島と
同様定勅使祭主、

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』嚴島神社定勅使代田所主税家文書

目録

天文二十四年（一五五五）願書

天文二十四年（一五五五）一嚴嶋鎮祭田之事

正親町院御宇永祿三年（一五六〇）一毛利元就公諱賜就之字

正親町院御宇永祿三年（一五六〇）一毛利輝元公書狀

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ嚴島野坂文書（一五四頁）

二二八 毛利元就供米返事寫（切紙）

（包紙ウハ書）

「

右馬頭

田所左衛門殿御返事

元就」

鎮祭御社役相調、御久米并恒例之鳥送給候、祝着之至候、猶期吉事候、恐々謹言、

二月十四日

元就 書判

田所左衛門殿御返事

第二七節 就長

姓平・三宅、氏田所、（一五六二）

永祿五年（一五六二）二月朔日、父胤近ヨリ受_レ讓、任_二新左衛門尉平朝臣_一

永祿五年（一五六二）十二月十八日、嚴島両者御鎮座祭上卿役受_二毛利家国裁_一

まえのことし

社役如_レ前

正三位上嚴島神社兩度初申之神事定勅使_{（こふしょうけい）}国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も嚴島
と同様定勅使祭主、

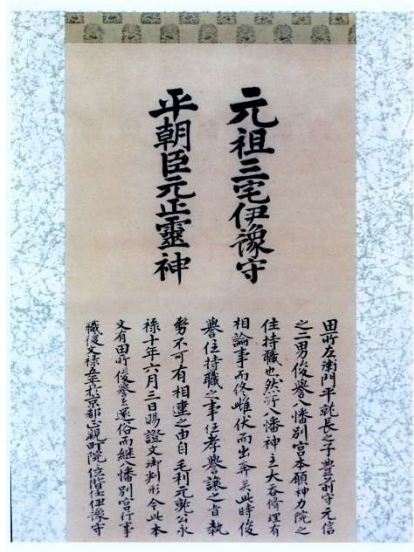
国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』嚴島神社定勅使代田所主税家文書

目録

正親町院御宇永祿三年（一五六〇）一毛利輝元公書狀

永祿十年（一五六七）元信舍弟俊普一毛利元就公賜御証文判形事

出典は出崎森神社・白神社 宗像紀道宮司より提供を受けた写真資料による。



【解説文】

元祖三宅伊代守

平朝臣元正靈神

田所左衛門平就長之子豊前守元信
之二男俊誉、八幡別宮本願神力院之
住持職也、然所八幡神主大吞脩理有
爭論事、而終雌伏而出奔矣 此時俊
誉住持職之事、任孝誉讓之旨執
務不可有相違之由、自毛利元就公永
禄十年（一五六七）六月三日賜証文御判形、
今此本文有田所二、俊誉者還俗而繼八幡別宮行事
後、文禄五年京都正親町院二位階、任伊予守

【読み下し文】

元祖三宅伊代守

平朝臣元正靈神

田所左衛門平就長の子豊前守元信

の二男俊誉、八幡別宮本願神力院の住持職なり、然る所八幡神主大吞脩理
争論の事有り、而してついに雌伏して出奔す。この時俊

誉住持職の事、孝誉に任せてこれに譲る旨執

務相違あるべからざるの由、毛利元就公より永

禄十年（一五六七）六月三日証文御判形を賜う、今この本

文田所にあり、俊誉は還俗して八幡別宮行事

職を継いだ後、文禄五年京都正親町院において位階伊予守に任ず

第二八節 元信 姓佐伯、氏田所、此時ヨリ姓佐伯ヲ用ユ(一五七二)

元龜二年(一五七二)十月父就長跡式相續、社役如レ前まへのごとし

天正五年(一五七七)七月二十日、以三先例一上京、任三豐前守一、勅使装束モ引二合先例一調換二相成り候事せんれいをもつて

文祿二年(一五九三)七月嚴島神社御鎮座祭兩自レ是毎歲せんれいにひきあい

毛利家ヨリ寄付ト成ルト相伝古帳有之

福島家広島在城、嚴島社初申兩度御祭料廃止二相成り候処、

重キ御祭事之申出、二月・十一月兩度御祭事料一カ年分社領二十五石、扶持方式拾四人扶持四

拾三石貳斗、都合六十八石二斗二被レ定候事、さだめられ

寛永十一年(一六三四)六月二日卒ス

元和五年(一六一九)淺野入国之際御鎮座祭事料先規ヲ以テ申出、

如二先規二六十八石二斗宛行レ候事

正三位上嚴島神社兩度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も嚴島と同様定勅使祭主、こふしやうけい

『広島県史』古代中世資料編Ⅲ卷子本嚴島文書(六〇、六一頁)

二五 福島正則寄進狀

(端裏書)

『シ第九十七号第九八号別冊』

嚴島 大明神様
地之御前様

四季之御祭、毎月之御供、其他万之入目、當年より現米を以寄進仕候事、

一 二月 百石

一 三月 百石

一 六月 貳百石

一 九月 貳百石

一 十一月 貳百石

合八百石

右之内九十石入目之他を相渡候間、年々ニ算用を可ニ被仕候、

一米二十五石者 但、符中より二月十一月兩度ニ 大明神様へ参る役者、其外之入

目、右何も山本小兵衛ニ申付候、

米惣合八貳十五石なり

慶長五年(一六〇〇)

五月十一日

(福島正則)

羽柴左衛門大夫(花押)

(主)

座司

(守)

棚森左近將監殿

『広島県史』古代中世資料編Ⅲ六二頁

二七 浅野長晟寄進状

(端裏書)

『シノ第百一号』

奉寄進

嚴嶋大明神地之御前兩御所

毎年御祭料御供料之事

一米七百拾石 年中四季之御祭、其他之入用、

一米貳拾五石 府中田所社家之使者、二月十一月兩月大明神社參之入用、

合七百三十五石

納舛
おさめます

右四季祭之祭礼御供等、如例年不可有懈怠^{けたい}之状如件、

浅野但馬守

③

元和元年五巳未年(一六一九)九月吉日

長晟(花押)

座主

棚守左近將監殿

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ嚴島野坂文書(一一二七頁)

一六二五 嚴島社社家 供僧 内侍 三方給地等付立

(袋綴表紙)

「

社家方

嚴島

供僧方

内侍方

毛利殿代」

(安藝安南郡)

符中

一百參拾石 祭方共

田所左衛門大夫

元和五年(一六一九)七月一三日

座主

棚守

第二九節 元資

姓佐伯、氏田所、通称弥次郎、(一六三四)

寛永十一年(一六三四)十月、亡父元信跡式相続

まゑのごとし

社役如^レ前、是ヨリ前父元信存命中天正十七年(一五八九)二月十四日、上京、被^レ任^ニ左衛門大夫佐伯朝臣^一、

慶安三年(一六五〇)二月二日卒ス

正三位上嚴島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も嚴島と
同様定勅使祭主、

第三〇節 元貞 姓佐伯、氏田所、通称左衛門、(一六五〇)

慶安三年(一六五〇)六月朔日、亡父元資跡式相統

まえのごとし

社役如^レ前、

同年上京、任^三左衛門尉^一 明暦元年(一六五七)七月十日卒ス、

正三位上嚴島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も嚴島と
同様定勅使祭主

第三一節 元親 姓佐伯、氏田所、通称縫殿介、(一六六一)

明暦元年(一六五五)十一月十日、

亡父元資跡式相統

まえのごとし

社役如^レ前、

受^三浅野家之命^一、寛文二年(一六六二)十二月八日卒ス、

正三位上嚴島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も嚴島と
同様定勅使祭主、

第三二節 元信 姓佐伯、氏田所、通称左衛門尉、(一六六三)

寛文三年(一六六三)六月朔日、亡父元親跡式相統

まえのごとし

社役如^レ前、

受^三浅野家之命^一、

元禄三年(一六九〇)十二月二十九日卒ス

正三位上嚴島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も嚴島と
同様定勅使祭主、

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ (一一五八頁)

一四六七 田所元信装束仕替一札

第三三節 元昌 姓佐伯、氏田所、通称主膳

まえのごとし

社役如^レ前、受^三浅野家之命^一、

正徳五年(一七二五)十月朔日

そなえたてまつる

上京、正親町大納言殿下^三奉^レ備、

ごひけんあり

おねんごろのぎよめいをこうむる

田所旧書・証文等有^三御披見^一、蒙^三御懇之御命^一、

元文四年(一七三九)十月二十日卒ス

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ

一四六八 田所元昌書状(折紙) (一一五八頁)

。 本文省略

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ

一四六九 田所元昌書状 (一一五八頁)

。 本文省略

第三四節

元久

姓佐伯 氏田所 通称縫殿(一七四〇)

元文五年(一七四〇)二月朔日、亡父元昌跡式相続、

まえのごとし

社役如^レ前、

受^ニ浅野家之命^一、

宝暦四年(一七四五)四月上京、正親町殿下エ願出、先例ヲ以テ任^ニ從五位の下美濃守^一

安永九年(一七八〇)二月四日卒ス

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、

第三五節

元実

姓佐伯、氏田所、通称兵庫、

安永九年(一七八〇)六月、亡父正久跡式相続、

まえのごとし

社役如^レ前、

受^ニ浅野家之命^一、

天明元年(一七八一)十月廿三日卒ス

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、

第三六節

元教

姓佐伯、氏田所、通称主税、(一七八二)

天明二年(一七八二)亡父元実跡式相続、

まえのごとし

社役如^レ前、

受^ニ浅野家之命^一、勅使御装束破損ニ付受^ニ国命^一、

天明五年(一七八五)九月上京、正親町殿下願出、先例ヲ以テ速ニ

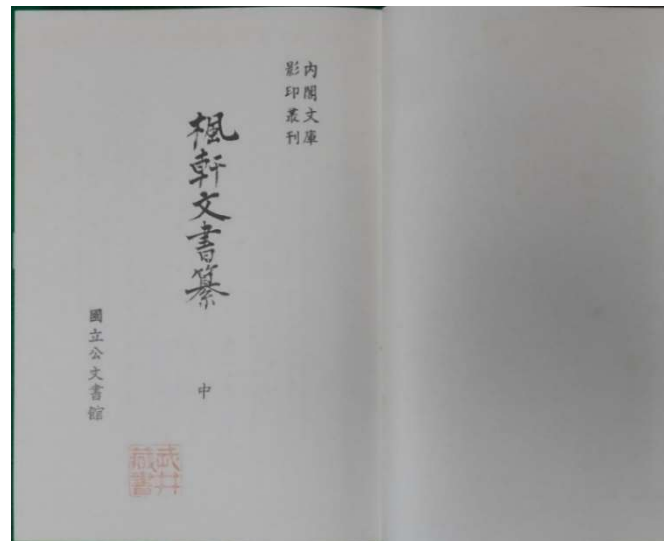
御装束調換ニ相成り、拝載ス

文化五年(一八〇八)六月廿七日卒ス

正三位上嚴島神社而度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も嚴島と
同様定勅使祭主、

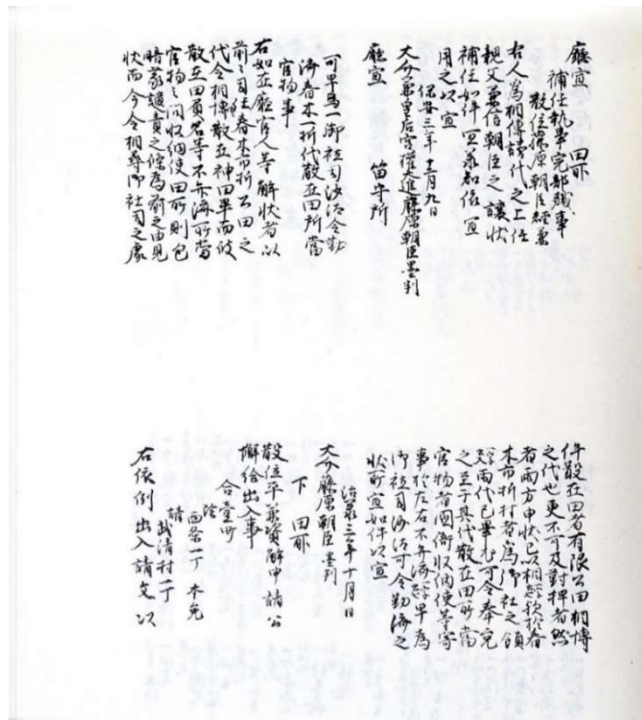
内閣文庫影印叢刊

国立公文書館内閣文庫風『風楓文書纂』 中 (四〇八、四二一)



内閣文庫影印叢刊

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』 中 (四〇八)
『風楓文書纂』(国立公文書館内閣文庫蔵)五十四嚴島神社定勅使田所主税元教家文書



内閣文庫影印叢刊

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』中 (四〇九)

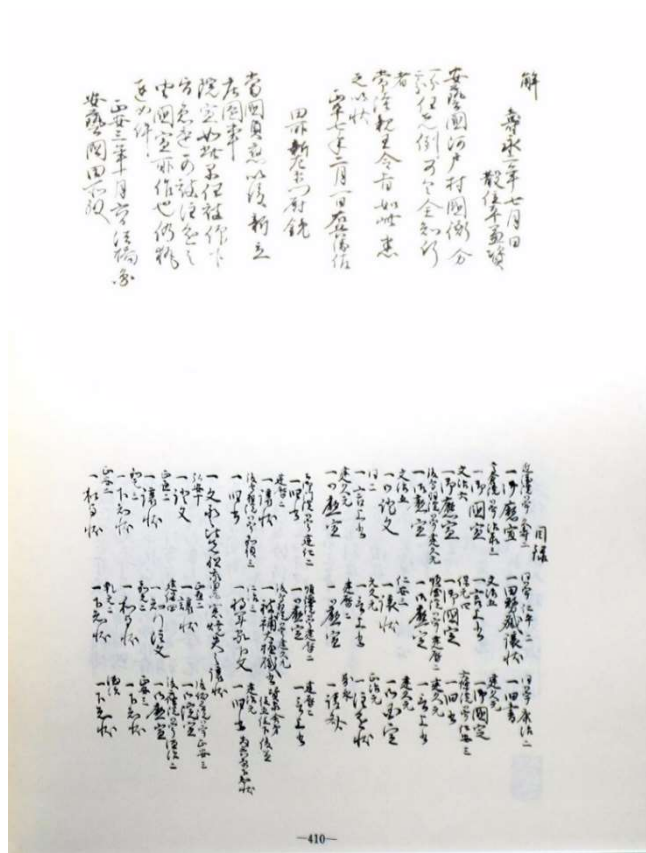
『風楓文書纂』(国立公文書館内閣文庫蔵)五十四歳島神社定勅使田所主税元教家文書

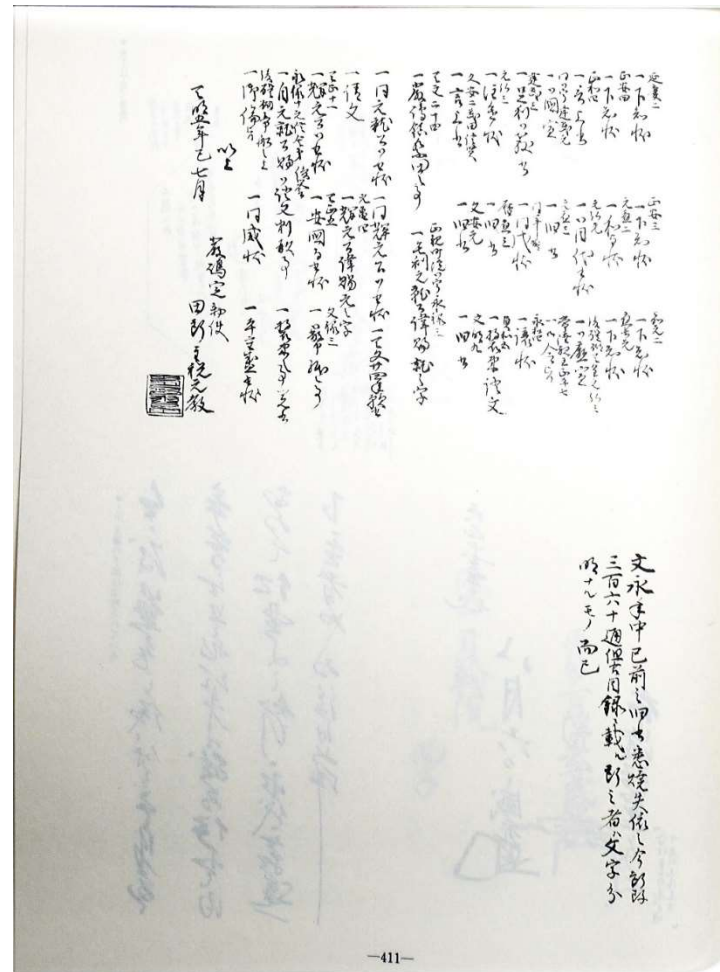


内閣文庫影印叢刊

国立公文書館内閣文庫風楓文書纂 中 (四一〇)

『風楓文書纂』(国立公文書館内閣文庫蔵)五十四歳島神社定勅使田所主税元教家文書





【解説文】

目録

近衛院御宇久寿二年(一一五五)一御庁宣 同御宇仁平二年(一一五二)一田務職讓状 同御宇一旧書高倉院
治承三年(一一七九)一御国宣 文治五年(一一八九)一言上書 建久元年(一一九〇)御国宣 文治六年(一
一九〇)御庁宣 保元四年(一一五九)一御国宣 六条院御宇仁安三年(一一六八)一旧書後鳥羽院御宇建久
元(一一九〇)御庁宣 崇徳院御宇建曆二(一一二二) 建久元年(一一九〇)一言上書文治五年(一一八九)
一御証文 仁安三年(一一六八)一讓状 建久元年(一一九〇)一御国宣 同 二年(一一八六)一言上書
元久元年(一一〇四)一言上書
正治元年(一一九九)一注進状 建久元年(一一九〇)一御庁宣 建曆二年(一一二二)一御庁宣 寿永
(一一八二)一御庁宣 一請文 土御門院御宇建仁二年(一一二二)一旧書 崇徳院御宇
建曆二(一一二二)一御庁宣 建曆二年(一一二二)一言上書 建曆二年(一一二二)一讓状
後鳥羽院御宇建久元年(一一九〇)一被補大掾職 資家舍弟從五位下俊兼
後鳥羽院御宇嘉禎三年(一一三七)一旧書 仁治三年(一一四二)一將軍家下文 建治元年(一二七五)一旧
書 兩六条下知状 一文永(一二六四)一二七五之此之先祖我略 悉焼失之讓状
弘安十年(一一八七)一証文 正応二年(一一八九)一讓状 後伏見院御宇正安三年(一一三〇)一
一御院宣 正応二年(一一八九)一讓状 建保四年(一一二六)一知行注文 後二条院御宇徳治二年(一一三〇
七)一御庁宣 嘉元三年(一一三五)一下知状 嘉元二年(一一三〇)一和与状 正安三年(一一三〇)一下
知状 正安二年(一一三〇)一和与状 寛元二年(一一四四)下知状 徳治(一一三〇)六(一一三〇)八一下知状
延慶二年(一一三〇)九一下知状 正安三年(一一三〇)一一下知状 嘉元二年(一一三〇)四一下知状 正安四年
年(一一三〇)二一下知状 元応二年(一一三二)一和与状 応長元年(一一三一)一下知状 正和四年(一一三一
五)一言上書 元弘元年一御目代書状 後醍醐天皇元弘三年(一一三三)一御庁宣 後醍醐天皇御宇建武元
年(一一三四)一御国宣 元応三年(一一三二)一旧書 常陸親王正平七年(一一三五)一御令旨
建武三年(一一三六)足利御教書 建武三年(一一三六)一同感状 永和四年(一一三八)一讓状
元弘三年(一一三三)一注進状 曆応三年(一一四〇)旧書 貞和五年(一一四九)一装束証文

久安二年(一一四六)武田信賢一言上書 文安元年(一四四四)一旧書 文明九年(二四七七)一旧書 天文二
十四年(一五五五)一嚴嶋鎮祭田之事 正親町院御宇永祿三年(一五六〇)一毛利元就公諱賜就之字 正親町
院御宇永祿三年(一五六〇)一毛利元就公御書狀 一正親町院御宇永祿三年(一五六〇)一毛利輝元公書狀
天文二十四年(一五五五)願書 天正五年(一五七七)一安国寺書狀 文祿三年(一五七五)御幣紙之事 永祿
十年(一五六七)元信舍弟俊譽一毛利元就公賜御証文判形事 一装束之事定書
後醍醐帝船之上御繪旨 一同感狀 一平重盛書狀

以上

天明五年(一七八五)已七月

嚴嶋定勅使

田所主税元教 □

⑧

文永年中(一二六四)一二七五已前旧書悉焼失、依之今所改
三百六十通、但右目錄二載ル所之者ハ文字明ナルモノ而已

田所家文書 『嚴島社祭礼次第』 田所主税(嚴嶋定勅使)

嚴嶋初申神事と田所(国府上卿)の役割

「田所旧記、祭礼控」(仮称 寛政年間一七八九一八〇〇か)広島県安芸郡府中町田所恒之輔蔵

(事)

卯ノ日之神・

惣社大明神へ出勤 俗に中の夜祭ト云 社中一同

但、長行司ニ而、社中 応相済 惣社江参向

一、神楽舞執行 田所主税

一、御歌奏ス 口伝在 飯田甚兵衛 三宅孫太郎

但、惣社より銘々帰着、飯田甚兵衛エハ田所同道ニテ長行司へ帰ル
午の日朝正六ツ時(御前八時)より出勤

(事)

一、惣社ニ而 大海神楽神・ 社中一同出勤但し田所ハ出勤不在

一、廿五膳大豆飯御供備ル 長行司より仕出し

内十五膳敷紙在 十膳は敷紙なし

一、□□□御祓□方執行 三宅孫太郎 但敷紙執行石津林次

奉幣神人亀執行 大吞氏

神供献 但神酒神供 直会在

神供配分 惣社中、 大吞大行司など配分之次第在

一、同日暮六ツ時嚴嶋江出船 仁保島向灘辺より乗船

但□□下□□候得共、神酒を開く、船玉の神酒と云

一、翌末ノ朝日ノ出ヲ待合 着船

始終船住居 田所主税

但食事餅長行事より供、焼石の餅と云

着(宿)

飯田甚兵エ

山口屋表座敷

三宅孫太郎

三宅源八

石津林次

同奥座敷

山田忠大夫

同次ノ間

田所、長行事人足共

倉橋屋

山田 齊、山田次助

但巖島社中へ上勤着座之次第も在

申口

(事)

一、御神・ 四ツ時を打つと一同装束仕候_而

但山口屋表座敷へ一同集会祝杯在

一、九ツ時を打と一同社参之次第在

一、御散米

飯田甚兵エより奉備

一、御幣串五拾壹本

長行司左近より奉備

一、式束五状

田所主税より奉備 但此紙ハ惣社中米にて調

一、御本社へ参詣

一同神拝

但右供物客人社へ分ケ備ル巖島社入

一、夫より客人社神事ニ参ル

府中、巖島社人一同

一、上卿御歌執行

口伝在 飯田甚兵エ、三宅孫太郎

一、同笛

巖島樂頭

一、客人社御神前ニテ神酒備ヘル

田所主税

一、同大床ニ_而奉幣

同人

一、同所ニテ櫛葉之舞

祝師 齊、田所主税

一、組入レニ_而 舞右但し

三宅源八、山田忠大夫

一、同所ニテ始終御歌ヲ会_{一々}口伝在

飯田甚兵エ、三宅孫太郎

一、又大床ニテ櫛葉舞

祝師 齊、田所主税

一、同所ニテ舞

三宅孫太郎、山田忠大夫

右三日間始終

一、同所ニテ御歌数々奏ス_{一々}口伝在

三宅孫太郎、山田忠大夫

一、同所にて舞 一返

巖島兩棚守_{替ル}・

一、同所にて樂執行_{フエ}

巖島樂頭_{ケイ}三宅孫太郎_{タイコ}飯田甚兵エ

右御神事相済御本社_江一同帰ル

一、上卿御歌

口伝在

飯田甚兵エ 三宅孫太郎

一、同笛

巖島樂頭

一、御本社御神事も客人社之通

右略ス

一、御歌ハ両社数々替リ在

一々口伝也

(カ)

右両社御神事相済帰着

吹志町前

一、酉ノ朝日ノ出 宮嶋出船 同夕帰着

(カ)

一、八幡別宮へ参殿 神詞相済拜殿へ下り 田所榊葉舞 飯田三宅御歌ヲ奏ス口伝
船上リ之神事ト云

一、山王社^三奉幣 榊葉ノ舞 田所主税

一、舞 三宅源八、山田忠大夫

一、楽 飯田甚兵エ、三宅孫太郎

(右御神事相済田所へ帰り饗応在 是が俗ニ雉子開きと云
諸入用など中米を以忠大夫より仕出し

一、嚴島両社大明神 御鎮祭勤仕

右二月初申神事之通在 略ス 但し

霜月ニハ御本社^二而御シメリ在

(広島大学名誉教授・授国文学博士)

昭和四六年七月拝見 小林 利宣

右田所神事執行覚の如し

寛政年間のものとは推定される

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ嚴島野坂文書(一四七六頁)

一九三九 嚴島内宮外宮神事年中行事(書冊)

嚴島年中御

二月一日

.....

(周防玖珂郡)

初申御祭御供参 但周防山代藤谷御社米ニテ調之

一神樂 催馬樂在^{和琴内侍}から神内侍調之

但笛ハふと笛 樂頭役也

一符中上卿出仕有テ、當社祝師出合舞在之 但山口開

一客人御前ニテ地久樂在之

一大前ニテ甘州 林哥舞在之

一初申ノ夜符中上卿ヨリ代三十疋各貳帖ノ札ニテ御雇樂頭役也

一同酉日弊ノ本十疋 同上卿ヨリ調之

.....

十一月一日

.....

(周防玖珂郡)

一初申御祭御供参 但周防山代藤谷御社米ニテ調之

(安藝安南郡)

一符中之上卿、當社上卿祝師出合舞在之

文

右之舞笛符中上卿ヨリ御雇ニ付而、樂頭へ代三十疋大根壹把請取之、同西ノ日百疋請取之、但山口開

一客人御前ニテ万歳樂 地久樂在之

一大前ニテ甘州 林哥舞在之

一雜掌在之 但雉雄鳥貳ツ徳分ヨリ調之

一南京十五貫 徳分ヨリ調之

一御酒錢六百元 瑞光寺調之

.....

」

第三七節 元俊

姓佐伯、氏田所、通称伊織、(一八〇八)

文化五年(一八〇八)十二月二十四日、亡父元教跡式相続、

まえのことし

社役如レ前、

受ニ浅野家之命ニ、

文政七年(一八二四)十二月二十二日卒ス

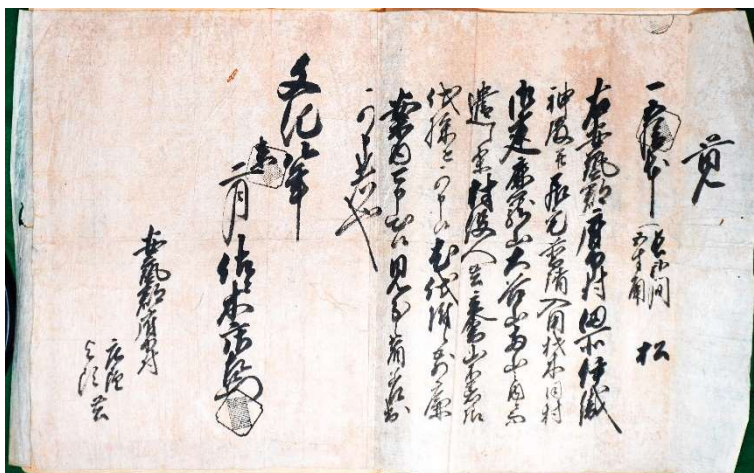
こふしうけい

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』所収厳島神社定勅使田所伊織元俊家文書

『広島県史』古代中世資料編Ⅲ厳嶋文書編二(一一三一〜一一三三頁)

『府中田所鎮守社(厳島国府上卿屋敷神殿)田所家文書』一 文化八年(一八一二)二月 郡廻り佐々木庄左衛門



(一四) 【解読文】

覚

一五拾本④ 長式間 松

右安芸郡府中村田所伊織
神殿并居室普請入用材木、同村
御建鹿籠山・大谷山両山之内ニ而
遣候条、村役人共立会、山不_レ荒様
伐採せ可_レ申候、尤伐附候前廉
案内可_二申出_一候、見分之者差出
可_レ申者也

文化八年

未④

二月 佐々木庄左衛門④

安芸郡府中村
庄屋

与頭 共

(一四) 【読み下し文】

覚

一五拾本④ 長式間 松

右安芸郡府中村田所伊織
神殿并びに居室普請入用材木、同村
御建鹿籠山・大谷山両山の内にて
遣し候条、村役人共立会い、山荒れざる様
伐採せ申すべく候、尤も伐り附け候前廉
案内申し出るべく候、見分の者差出し
申すべきもの也

文化八年

未④

二月 佐々木庄左衛門④

安芸郡府中村
庄屋

与頭 共

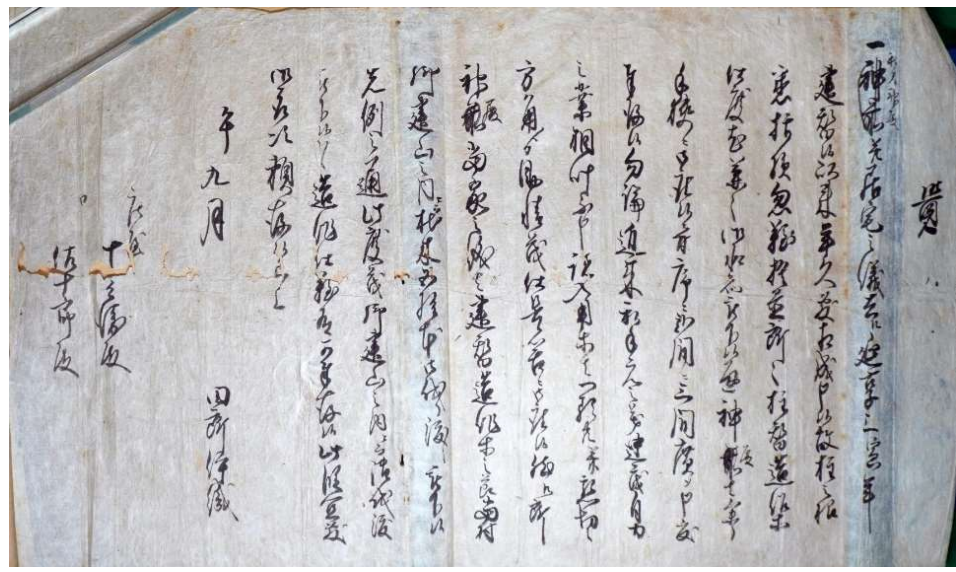
《注》

佐々木庄左衛門は文化八年には郡廻り(寛政四
文化十四)の役職にある。

/3

『府中田所鎮守社(厳島国府上卿屋敷神殿)田所家文書』二 文政六年(一八三三)二月四日

厳島神社定勅使祭主田所伊織元俊



(一五) 【解説文】

覚

一私方神殿并居宅之儀、去ル延享三寅年

建替候以来年久敷相成申候故、柱之根

悉朽損、忽難捨置、所々柱替造作等

仕度、尤兼々御承知被下候通、神前^殿者余り

手狭ニ御座候ニ付、序ニ式間ニ三間広メ申度

奉存候、勿論近來私手元之義違^テ自力

之業相叶不申、諸入用等者一類共并懇切之

方角々助清茂仕呉候筈ニ御座候、然ル所

神前^殿当^テ家之儀者建替造作等之節、当村

御建山之内ニ材木五拾本御伐り渡し被下候

先例之通、此度茂御建山之内ニ御伐渡

被下候ハ、造作仕難有可奉存候、此段宜敷

御取次頼存候、以上

午九月

田所伊織

庄屋

十兵衛殿

同

佐十郎殿

(一五) 【読み下し文】

覚

一私方神殿并びに居宅の儀、去る延享三寅年

建替え候以来年久しく相成り申し候故、柱の根

悉く朽損、忽ち捨置き難く、所々柱替え造作等

仕りたく、尤も兼々御承知下され候通り、

神殿は余り

手狭に御座候に付き、

序でに式間に三間広め申したく

存じ奉り候、勿論近來私手元の義違も自力

の業相叶い申さず、

諸入用等は一類共並びに懇切の

方角より助情もし呉れ候筈に御座候、然る所

神殿当家の儀は建替え造作等の節、当村

御建山の内にて材木五拾本御伐り渡し下され候

先例の通り、この度も御建山の内にて御伐り渡

し下され候わば、造作仕り

有り難く存じ奉るべく候、この段宜しく

御取次頼み存じ候、以上

午九月

田所伊織

庄屋

十兵衛殿

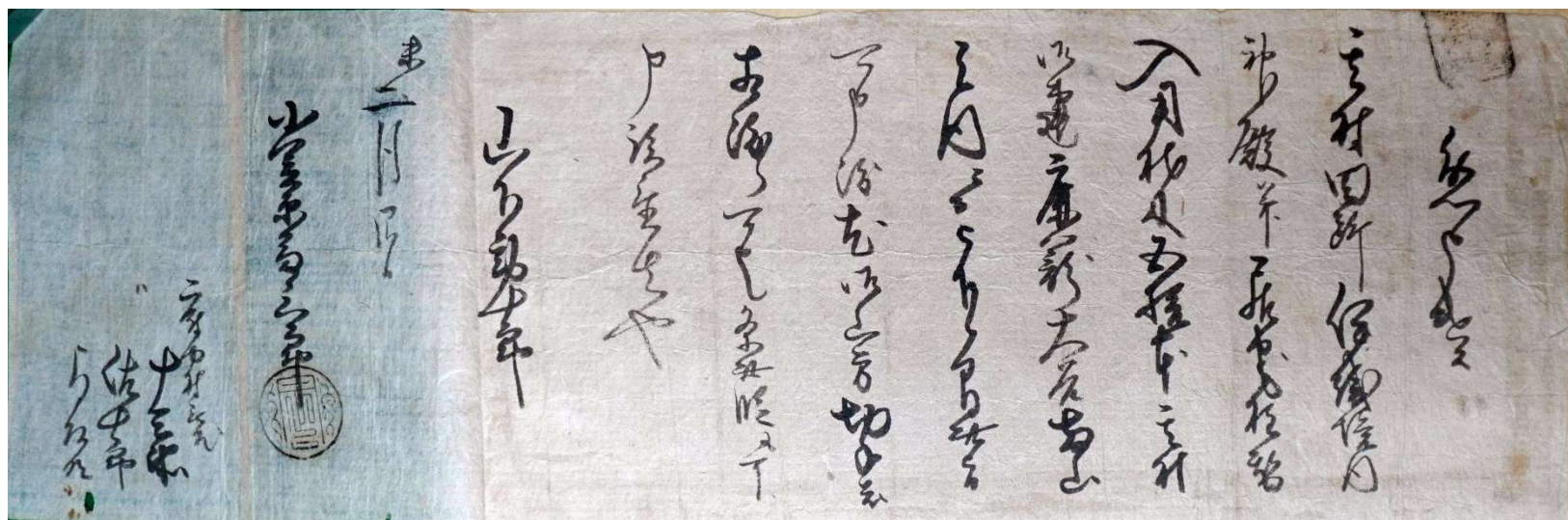
同

佐十郎殿

《注》

十兵衛・佐十郎の兩人が庄屋で午年に当たるのは文政五年と考えられる。

『府中田所鎮守社(厳島国府上卿屋敷神殿)田所家文書』三 文政六年
郡廻り 山下勘十郎・小笠原富三郎 府中庄屋 十兵衛・佐十郎・与頭共



【解説文】

【読み下し文】

態申遣ス

態々申し遣わす

其村田所伊織境内

その村田所伊織境内

神殿并居宅柱替

神殿並びに居宅柱替え

入用材木五拾本、其村

入用材木五拾本、其の村

御建鹿籠・大谷両山

御建鹿籠・大谷両山

之内二被_レ下候間、此旨

の内にて下され候間、この旨

可_二申渡_一、尤御山方切手_者

申し渡すべし、尤も御山方切手は

相渡り可_レ申候条、此段も可_二

相渡り申すべく候条、この段も

申談置_一者也

申し談じ置くべきもの也

山下勘十郎

山下勘十郎

未二月四日

未二月四日

小笠原富三郎・

小笠原富三郎・

府中村庄屋

府中村庄屋

十兵衛

十兵衛

同

同

佐十郎

佐十郎

与頭共

与頭共

《注》

十兵衛・佐十郎の両人が庄屋で未年に当たるのは文政六年と考えられる。なお、この年に山下勘十郎は郡廻り(文化十)、小笠原富三郎は郡廻り(文化十三)文政八)である。

(一) 【解説文】

以切紙申達候、境内之神前并居宅破損二付修復入用材木、宮島御山所二而伐り渡し呉候様、尤延享二丑年極月修復之砌、材木料相渡候旨被申聞候処、当時者多二候へ者、容易二難相調筋二候得共、先規之趣共段々御申聞候趣も有之、厚申談、格別を以左之通相調候条、此旨御承知有之様ニと存候、此段申達候
一銀貳百目 材木料
以上

九月廿五日 青木猪助

厳島祭主府中村
田所伊織殿

(二) 【読み下し文】

切紙を以て申し達し候、境内の神前並びに居宅破損に付き修復入用材木、宮島御山所にて伐り渡し呉れ候様、尤も延享二丑年極月修復の砌、材木料相渡し候旨申し聞かされ候ところ、当時は多きに候えば、容易に相調え難き筋に候えども、先規の趣きとも段々御申し聞き候趣きもこれ有り、厚く申し談じ、格別を以て左の通り相調え候条、この旨御承知これ有る様にと存じ候、この段申し達し候
一銀貳百目 材木料
以上

九月廿五日 青木猪助

厳島祭主府中村
田所伊織殿

《注》

青木猪助は宮島奉行（寛政九ゝ文化十二）

第三八節 元朝

姓佐伯 氏田所、通称大進、（一八二四）

文政八年（一八四二）五月朔日、亡父元俊跡式相続、

またのことし

社役如レ前、

受二浅野家之命一、

文久三年（一八六三）八月二十五日卒ス

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、

厳島社毎歲二月神中
 清神事九月廿八日
 勅幣清幣式本所
 其方形も境内、神殿
 及天破天保四年勅
 有、右角我米角松
 宮崎山所、より、代
 是、より、其後、進、水
 属、於、雲、間、山、殿、地、形、華、園
 是、と、諸、廟、未、言、所、修、治
 高、中、極、い、と、是、を、以、後、建、新
 甚、後、用、大、木、更、形、制、南、方、
 場、合、不、容、易、依、こ、し、得、
 控、別、に、判、可、不、在、是、地、信
 右、角、一、束、餘、也、高、主、路、云
 其、と、建、方、更、改、右、左、諸
 作、科、人、更、改、元、入、用、次、者、高、
 其、所、高、地、高、上、下、落、至、
 有、一、職、人、大、江、進、海、
 云、中、より、高、地、高、地、
 付、修、事、
 一、張、
 制、是、年、三、
 云、と、年、松、南、
 高、地、松、南、
 云、利、大、高、地、
 松、南、高、地、
 九月四日小野彦之丞
 田所大進

【解説文】

厳島社毎歳両度初申就^二
御神事、九日前より潔斎^{より}
勅幣御祓式前行被^二相勤^一候、
其方居宅境内之神殿

(一八三三)

及^二大破^一、天保四年願出之趣も
有^レ之、右入用材木・角丸太等
宮島御山所^二おゐて伐り渡シ^き
置候処、其後追々木品・瓦類買調、
形御殿地形之築調、

是迄諸入用等高歩町借銀
を以下下拵いたし被、置、此後建前^{たてまえ}
普請入用共尚又願出、当今之
場合不^二容易^一儀ニハ候得共、
格別之判断ヲ以左之通拝借
相調ひ候条、余者寄進銀を以
早々建方可^レ致^レ被候、尤右諸
作料・人夫賃共入用次第当町
平野屋喜四郎^江申談置候趣
有^レ之、職人共^江追々渡銀
取計せ候間、
此旨御承知可有之候
是段申達候

【読み下し文】

厳島社毎歳^{はしつゑ}両度初申
御神事につき、九日前より潔斎
勅幣御祓式前行相勤められ候、
その方居宅境内の神殿

(一八三三)

大破に及び、天保四年願い出の趣きも
これ有り、右入用材木・角丸太等
宮島御山所^きにおゐて伐り渡し
置き候ところ、其後追々木品・
瓦類^ゐ買調え、御殿地形之築調、

是迄諸入用等高歩町借銀
を以下下拵いたし、置^{おか}れ、此後建前^{たてまえ}
普請入用とも尚又願出、当今の
場合容易ならざる儀には候えども、
格別の判断を以て左の通り拝借
相調ひ候条、余は寄進銀を以て
早々建て方致さるべく候、尤も右諸
作料・人夫賃とも入用次第当町
平野屋喜四郎^江申談置候趣き
これ有り、職人どもえ追々渡し銀
取り計らはせ候間、
旨御承知これ有るべく候、
この段申し達し候

地

利足年三朱

三十ヶ年賦当暮^ふ

一銀六拾八貫七百目

毎歳極月廿日限

元利共御勘定所

積方へ差出候事

九月四日

小野彦之丞

田所大進様

利足年三朱

三十ヶ年賦当暮^ふ

一銀六拾八貫七百目

毎歳極月廿日限

元利共御勘定所

積方へ差出候事

以上

九月四日

小野彦之丞

《注》

小野小野彦之丞は宮島奉行

(天保六、安政二年)

『府中田所鎮守社(厳島国府上卿屋敷神殿)田所家文書』六 御山方 御役所



【解説文】

覚

松式間角

・尺式寸

三寸

・尺方

壹本

貳本

・尺六寸	・尺五寸	六寸	壱本
・式尺式寸二	尺九寸	六寸	壱本
壱尺		尺五寸	壱本
		式尺壱寸	

式尺
尺九寸

しめ
八本
一同老丈角
尺五寸
式本

一同板木
尺五寸
壱挺

尺五寸
七寸
壱挺

尺三寸
式寸
壱挺

三寸
尺二寸
壱挺

式尺
尺九寸
壱挺

尺九寸
壱挺

尺七寸
壱挺

尺六寸
七寸
壱挺

式尺方
九尺方
式挺

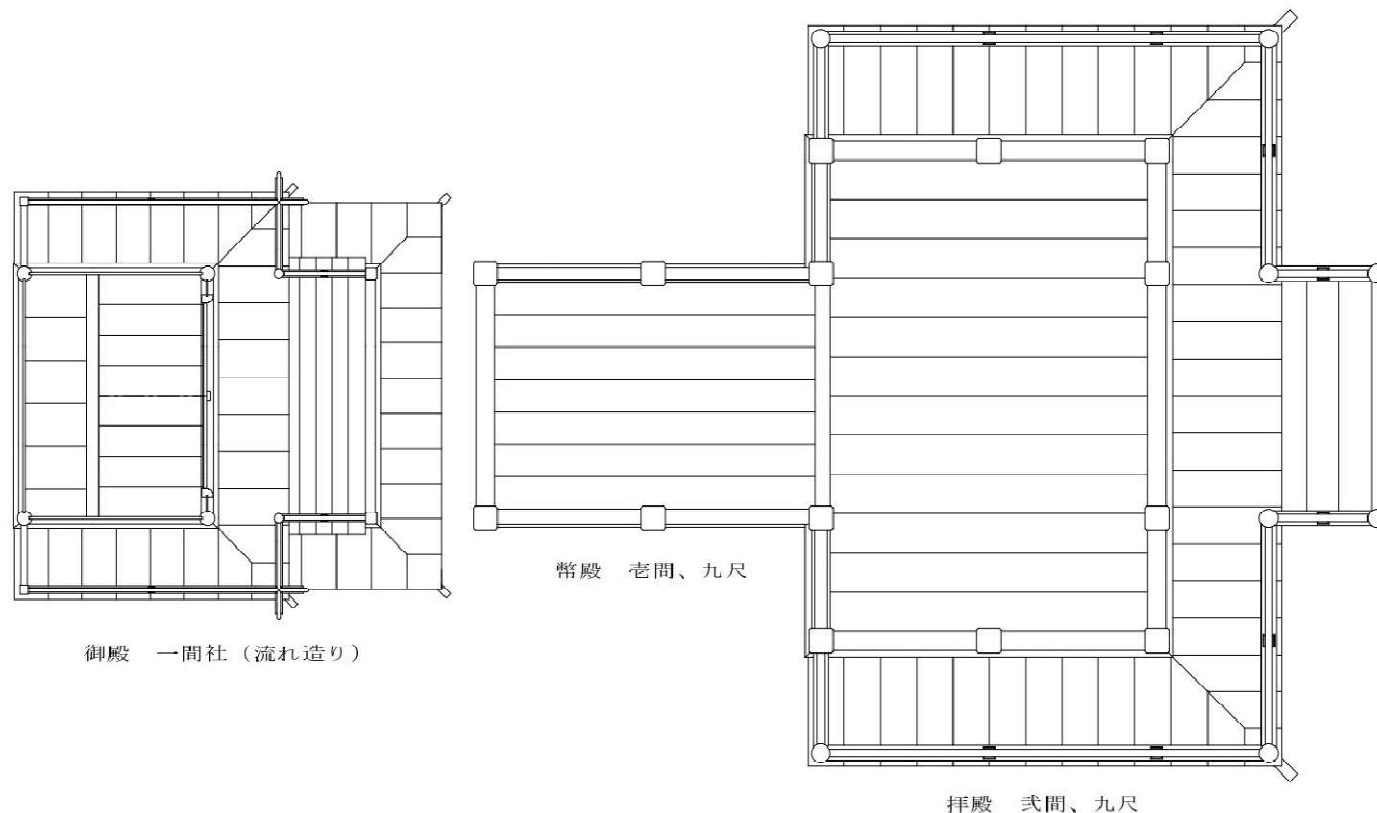
尺八寸
七寸
式挺

右者府中田所鎮守社
建替御入用角類寸合
如レ此御座候、以上
已九月廿八日 御山方
御役所

【解説文】
右は田所鎮守社

建て替え御入用角類寸合
かくの如く御座候、以上

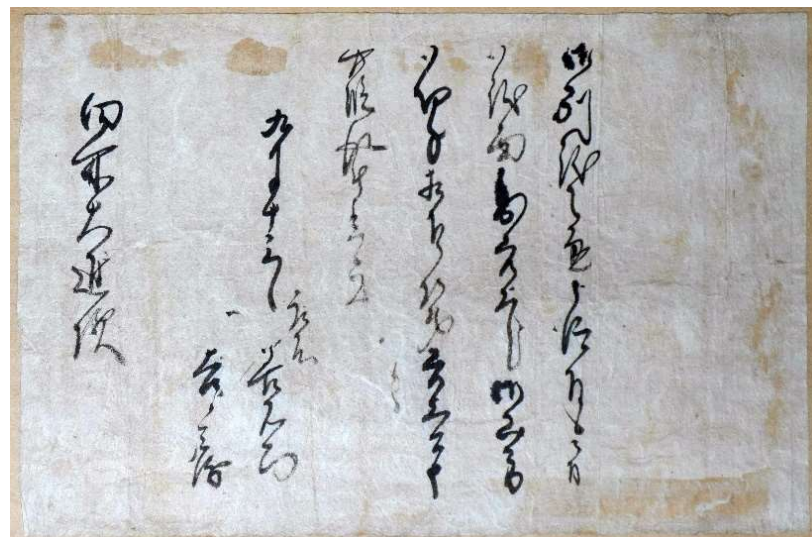
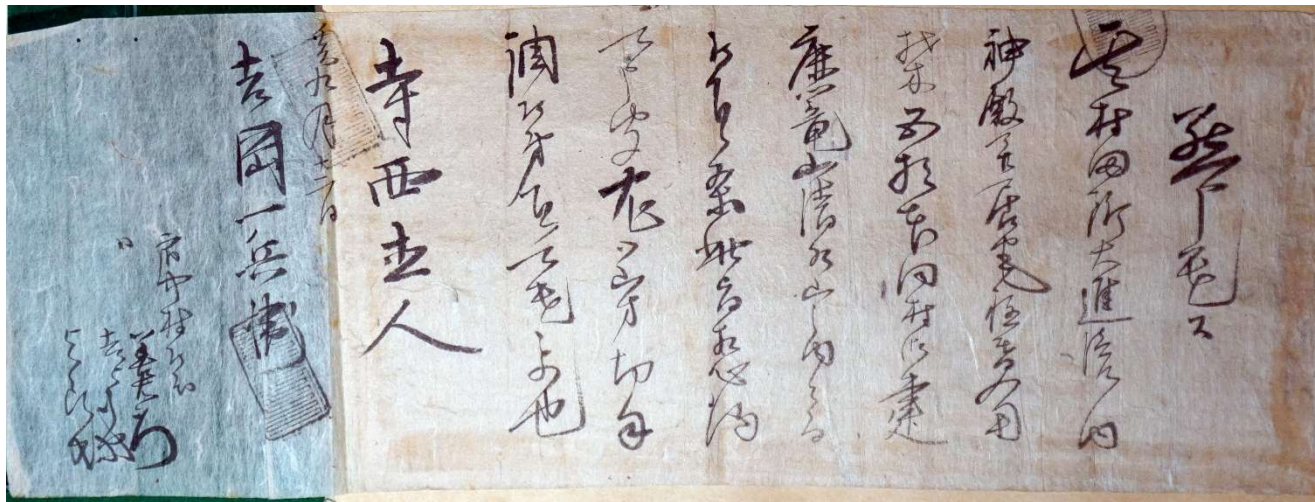
已九月廿八日 御山方
御役所



府中田所鎮守社（厳島国府上卿屋敷鎮座神殿） 推定復元平面図 1/30

『府中田所鎮守社(厳島国府上卿屋敷神殿)田所家文書』七 天保十年(一八三九)九月一二日、

郡廻り 寺西直人
代官 吉岡一平
府中村庄屋 善右衛門
府中村庄屋 吉朗兵衛



〔四〕【解説文】

態申遣ス

其村田所大進境内

神殿并居宅柱替入用

材木五拾本、同村御建

鹿籠山・清水山之内二面

被下候条、此旨相心得

可申聞候、尤御山方切手

調次第下ケ可遣もの也

寺西直人

亥九月十二日⑩

吉岡一兵衛⑩

府中村庄屋

善右衛門

同

吉郎兵衛

与頭共

〔四〕【読み下し文】

態々申し遣わす

その村田所大進境内

神殿並びに居宅柱替え入用

材木五拾本、同村御建

鹿籠山・清水山の内にて

下され候条、この旨相心得

申し聞かすべく候、尤も御山方切手

調え次第下げ遣すべきもの也

寺西直人

亥九月十二日⑩

吉岡一兵衛⑩

府中村庄屋

善右衛門

同

吉郎兵衛

与頭共

〔五〕【解説文】

御別紙之通被仰下候ニ付

御紙面則差上申候、御山方

御切手相下り次第差上可申、

此段得斗申付候、以上

九月十三日

庄屋

善右衛門

同

吉郎兵衛

田所大進様

〔五〕【読み下し文】

御別紙の通り仰せ下され候に付き

御紙面則ち差し上げ申し候、御山方

御切手相下り次第差上げ申すべし、

この段とくと申し付け候、以上

九月十三日

庄屋

善右衛門

同

吉郎兵衛

田所大進様

《注》

善右衛門・吉郎兵衛の兩人が庄屋で亥年に当た
るのは天保十年と考えられる。なお、この年に
寺西直人は郡廻り（天保七）、吉岡一兵衛は
代官（天保七、嘉永三）である。

大進様 山本良藏
御座候と奉 恐賀候、然者其
御境内
厳島社御遙拝所、先年
御普請御建替之節、其御村
御建山之材木御願出有之、
相渡り候趣、年月ハいつ頃之
事ニ御座候哉、御先例之趣
差向御内々承知仕度、
早々御しらへ、貴答ニ年月 ※
御書記し御越し可被下、此段
御尋申處、如斯御座候、以上
七月廿三日

(一〇) 【解説文】

大進様

山本良藏

中村三藏

被為、捕御安泰可被成

御座候と奉 恐賀候、然者其

御境内

厳島社御遙拝所、先年

御普請御建替之節、其御村

御建山之材木御願出有之、

相渡り候趣、年月ハいつ頃之

事ニ御座候哉、御先例之趣

差向御内々承知仕度、

早々御しらへ、貴答ニ年月 ※

御書記し御越し可被下、此段

御尋申處、如斯御座候、以上

七月廿三日

※ (付紙)

「去ル巳年材木御願書ニ御先例

と計御座候而、先年之年月相知レ

不申、先年相渡り候年月書付

にて御越し可被遺候、為念尚又

付紙を以申上候事」

大進様 山本良藏
御座候と奉 恐賀奉り候、然ればその
御境内
厳島社御遙拝所、先年
御普請御建替之節、その御村
御建山の材木御願い出これ有り、
相渡り候趣き、年月ハいつ頃の
事に御座候や、御先例の趣き
差し向き御内々承知仕りたし、
早々御しらへ、貴答に年月 ※
御書き記し御越し下さるべし、この段
御尋ね申すところ、かくの如く御座候、以上
七月廿三日

(一〇) 【読み下し文】

大進様

山本良藏

中村三藏

揃わせられ御安泰ござ成

らるべく候と恐賀奉り候、然ればその

御境内

厳島社御遙拝所、先年

御普請御建替之節、その御村

御建山の材木御願い出これ有り、

相渡り候趣き、年月ハいつ頃の

事に御座候や、御先例の趣き

差し向き御内々承知仕りたし、

早々御しらへ、貴答に年月 ※

御書き記し御越し下さるべし、この段

御尋ね申すところ、かくの如く御座候、以上

七月廿三日

※ (付紙)

「去ル巳年材木御願書に御先例

と計り御座候て、先年の年月相知れ

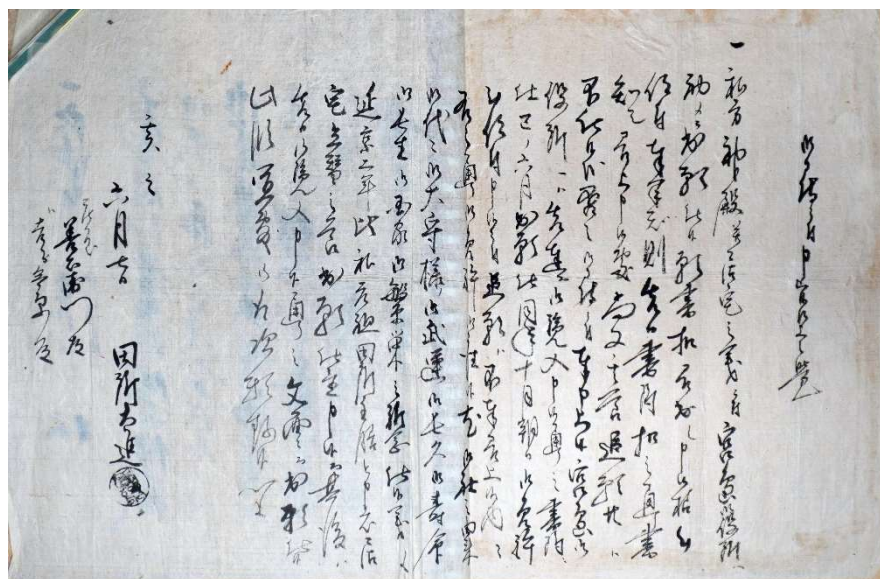
申さず、先年相渡り候年月、書付

にて御越し遺わさるべく候、念のため尚又

付紙を以て申し上げ候事」

《注》 山本良藏・中村三藏とも仔細不明。

『府中田所鎮守社(厳島国府上卿屋敷神殿)田所家文書』九 厳島神社定勅使祭主田所元朝大進
天保十年(一八三九)四月



(一) 【解説文】

覚

一 私方神殿并二居室之儀悉枯損、
忽難捨置、所々造作等仕度、尤
神殿者余り手狭ニ御座候ニ付、御殿
老間、幣殿老間九尺、拝殿式間
九尺ニ広メ申度奉_レ存候得共、勿論
私手元之儀自力之業ニ者相叶不_レ申、
諸入用等者信心之方角ヲ寄進仕候、
然所当家之儀者建替造作等_ノ節
当村御建山之内ニ而材木五拾本
御伐_レり渡シ被_レ下候先例之通、此度茂
御建山之内ニ而御伐_レり渡シ被_レ下候ハ、
造作仕難_レ有可_レ奉_レ存候、此段宜敷
御取次頼存候、以上

巳ノ

四月 田所大進
庄屋 善右衛門殿
同 伝左衛門殿

(二) 【読み下し文】

覚え

一 私方神殿并びに居室の儀悉く朽損、
忽ち捨置き難く、所々造作等仕りたく、尤も
神殿は余り手狭に御座候に付き、御殿
老間、幣殿老間九尺、拝殿式間
九尺に広め申し度く存じ奉り候えども、勿論
私手元の儀自力の業には相叶い申さず、
諸入用等は信心の方角より寄進仕候、
然るところ、当家の儀は建て替え造作等の節
当村御建山の内に材木五拾本
御伐り渡し下され候先例の通り、この度も
御建山の内に御伐り渡し下され候わば
造作仕り有り難く存じ奉るべく候、
この段宜しく
御取次ぎ頼み存じ候、以上

巳ノ

四月 田所大進
庄屋 善右衛門殿
同 伝左衛門殿

《注》

善右衛門・吉郎兵衛の両人が庄屋で亥年に当たるのは天保十年と考えられる。

【解説文】

田所大進殿 小野彦之丞

御自分境内ニ有之蔵島
遙拝所神殿再建諸入用
多分に相掛候所、自力出銀之業
難叶、依而ハ色々配意有之候得共、
近年柄故諸向方寄進・取立等も
難出来ニ付、拝借之義再忠
被願出、尚郡方江申出之趣も
有之、其筋江厚及示談候所、
已後返納方得斗約合之様
申来り、格別を以左之通被聞届、
先達而相渡方取計せ候条、約定通り
聊無遅滞返納可有之、其外
町借口々相嵩居ニ付、社領米
之内、当暮三拾石押之義御代官所江
通達いたし置ニ付、明十五日於
御勘定所、右差紙受取次第直ニ
宮御役所江持参、一応差出候様
下社人江可被申付置候、此段申達候
但文化七年頃貸付銀一口有之、
此返納方十ヶ年余も年々
三拾石宛押取計、其後も式拾石宛
押取立候先例数々有之候付、
当年々本文之通り

旧札
一拾老貫四百
五拾目
去ル午年九月相渡ス
旧札六拾八貫七百目、利足
年三朱、三拾ヶ年賦、
五ヶ年分返納銀

但一ヶ年式貫貳百九拾目宛元入

同
一九貫六百拾八匁 右利足

式六拾老匁
内 老九百九拾貳匁三分 午年三朱
老九百九拾三匁六分 申年同
老八百五拾四匁八分 酉年同
老七百八拾六匁式分 戌年同

同
一貳拾貫目
拾五貫目、格外之申談ニ而
無利ニ被成下、三十ヶ年賦
戌年五百目取立、旧札ニして
本文之通り

四拾老貫六拾八匁
右之外下地町借年賦口々返弁
元利并金借三百両余、旧札
借共彼是多分返弁物之内江
此押米代受込候事
以上

戊霜月十四日

【読み下し文】

田所大進殿 小野彦之丞

御自分境内にこれ有る蔵島
遙拝所神殿再建諸入用
多分に相掛り候ところ、自力出銀の業
叶いがたく、依ては色々配意これあり候えども、
近年柄ゆえ、諸向きより寄進・取立て等も
出来難きに付き、拝借の義再忠
願い出られ、なお郡方え申し出の趣きも
これ有り、その筋江厚く示談に及び候ところ、
已後返納方とくと約め合いの様
申し来り、格別を以て左の通り聞き届けられ、
先達て相渡し方取り計らわす候条、約定通り
聊かの遅滞無く返納これ有るべし、その外
町借口々相嵩み居るに付き、社領米
の内、当暮三拾石押さえの義、御代官所え
通達いたし置くに付き、明十五日
御勘定所に於いて、右差紙受取り次第直ちに
宮御役所え持参、一応差し出し候様
下社人え申し付け置かるべく候、
この段申し達し候

但し、文化七年頃貸付銀一口これ有り、
この返納方十ヶ年余も年々
三拾石宛押え取り計らい、その後も式拾石宛
押え取立候先例数々これ有り候に付き、
当年より本文の通り

旧札
一拾老貫四百
五拾目
去ル午年九月相渡す
旧札六拾八貫七百目、利足
年三朱、三拾ヶ年賦、
五ヶ年分返納銀

但し一ヶ年式貫貳百九拾目宛元入

同
一九貫六百拾八匁 右利足

式六拾老匁
内 老九百九拾貳匁三分 午年三朱
老九百九拾三匁六分 申年同
老八百五拾四匁八分 酉年同
老七百八拾六匁式分 戌年同

同
一貳拾貫目
拾五貫目、格外之申し談じにて
無利に成し下され、三十ヶ年賦
戌年五百目取立て、旧札にして
本文之通り

四拾老貫六拾八匁
右の外下地町借年賦口々返弁
元利并びに金借三百両余、旧札
借とも彼是多分に返弁物の内え
この押え米代受込み候事
以上

戊霜月十四日
《注》改札発行は弘化四年、
その直後の戌年は嘉永三年

第三九節 元願 姓佐伯、氏田所、通称進、(一八六四)

文久四年(一八六四)正月廿三日、亡父元朝跡式相続、

まゑのことし

社役如レ前、

受二浅野家之命一、

明治三年（一八七二）五月廿三日卒ス

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、

第四〇節 竹槌 姓佐伯、氏田所、通称元善、（一八七二）

明治三年（一八七二）十月廿六日、亡父元朝跡式相続、

まえのことし

社役如し前、

受二浅野家之命一、

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使代国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、

明治五年を最後に初申神事 厳嶋神社旧神職一同廃止セラル

明治六年貳月十日広島県勸学係ヲ命セラル

同年八月五日広島県安藝郡蒲刈島日高神社祠掌及び同島鳩崎神社龜山神社兼務を命セラル

明治七年十貳月四日兼権訓導ヲ命セラル

明治九年四月十五日安芸郡熊野村榊山神社祠掌及び榊森神社兼務ヲ命セラル

明治十二年九月九月廿貳日熊野村榊山神社祠掌及び榊森神社兼務トモ依願免職

明治廿一年十一月十二日神宮教訓導ヲ命セラル

明治二十二年十一月九日神宮教権少講義昇級セラル

明治二三年三月五日神宮教第十五教区久賀分教会副会長を命セラル

同年四月貳拾日神宮教権中講義二昇級セラル

同二四年一月七日神宮教五等補教ヲ命セラル

同二四年一月十六日神宮教第十五教区山口県大島郡教務主監ヲ命セラル

山口県大島郡久賀村村長

大正十年一月二十七日広島県安芸郡府中村縣社多家神社社司（宮司）に補セラル

昭和三年十月廿五日卒

主要参考文献

第一次資料

『府中田所鎮守社（厳島国府上卿屋敷神殿）田所家文書』一〜二三嘉永三年（一八五〇）広島府中町田所家。国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』和書厳島神社定勅使田所主税元教家文書所収 嚴嶋定勅使 田所主税元教 広島府中町田所家 天明五年（一七八五）巳七月、国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』厳島神社定勅使田所伊織家文書嚴嶋定勅使田所伊織元俊家文書所収 広島府中町田所家 治承三年（一一七九）、紙本墨書広島県重要文化財『田所文書』安芸国衙領注進状一卷 一二二七年頃、沙弥讓状一卷 所蔵 広島府中町田所家一二八九年頃（尚、作成が数十年前古いと推定されるふしがある）、『嚴島社祭礼次第』 田所主税（嚴嶋定勅使）「田所旧記、祭礼控」（仮称 寛政年間一七八九〜一八〇〇か）広島県安芸郡府中町田所恒之輔蔵

最後の正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主田所元善竹槌・飯田直彦『田所累系』〔明治五年（一八七二年）七月二三日・明治八年（一八七五年）三月二二日・明治九年（一八七六年）二月二三日此三度差出扣（田所家文書）〕広島県府中町田所家。第二次資料

内閣文庫影印叢刊『風楓文書纂』中 国立公文書館内閣文庫 一九八四年、東寺（教王護国寺） 国宝『東寺百合文書』八世紀末から十八世紀初頭京都府立京都学・歴史館、源順編纂『和名類聚抄』承和年間（九三二～九三八）寛文一一年（一六七七）年版分類形式の百科事典兼国語辞書 愛媛県歴史文化博物館、錦織 勤『ひろがる田所文書の世界』府中町歴史民俗資料館一九八九年、野坂元良編『厳島信仰事典』戎光祥出版株式会社二〇〇二年、菅原守編『芸州府中荘誌』黙平堂書店一九三二年、次田真幸『古事記』株式会社講談社二〇〇〇年、宇治谷孟『日本書紀』（上）株式会社講談社一九八八、西牟田崇生『延喜式神名帳の研究』株式会社図書刊行会、一九九六年、国史大辞典編集委員会『国史大事典』第一巻から第四巻吉川弘文館一九七九～一九九三年、安本美典 監修・志村裕子 現代語訳『先代旧事本紀』現代語訳『批評社二〇一三年・二〇一六年、龍肅 訳註『吾妻鏡』株式会社岩波書店二〇〇八年、中尾莊一『白神社社記』白神社一九八八年、勝丸博行編『郷土の歴史 仁保嶋城』一九八六年。岡田清編山野峻峯斎『芸州厳島図絵』厳島神庫蔵版全十巻天保十三年（一八四二年）、

○市町村史

広島縣 帝国地方行政学会『広島縣史』第一編 地志 一九二一～一九二四、広島縣 帝国地方行政学会『広島縣史』第二編 社寺志 神社 一九二一～一九二四、広島縣『広島縣史』原始 古代 通史Ⅰ一九八〇年、熊田重邦『広島縣史』中世 一九八四年、広島縣『広島縣史』古代中世資料編Ⅱ一九七六年、広島縣『広島縣史』古代中世資料編Ⅲ一九七八年、福尾猛市郎『広島縣史』古代中世資料編Ⅳ一九七八年、広島縣『広島縣史』古代中世資料編Ⅴ一九八〇年、府中町史歴史編纂委員会『安芸府中町史』第1巻一九七九年、『安芸府中町史』第二巻 一九七七年、後藤陽一『宮島町史』資料編・地誌紀行Ⅰ、頼杏坪『芸藩通志』芳野裳華房、廣島図書館一九〇七年、黒川道祐『厳島神社御文庫本芸備国郡志』厳島神社所蔵一六六六年、小島常也『厳島道芝記』巻第五 平凡社、一七〇二年、収録 宮島町、一九九二年、広島市『新修広島市史』巻四 文化風俗史編、一九五八年、『安芸町史』一九七三年、『安佐町史』一九七七年、『五日市町史』上巻一九七九年、『江田島町史』二〇〇一年、『大朝町史』一九七八年、『大竹市史』本編第一巻一九六一年、『大野町史』一九六二年、『海田町史』一九八六年、『可部町史』一九七六年、『倉橋町史』通史編一九九一年、『呉市史』第一巻一九五六年、『呉市史』第二巻、一九五九年、『呉の歴史』二〇〇二年、『高陽町史』一九七九年、『佐東町史』一九八〇年、『瀬野川町史』一九八〇年、『高田郡史』一九一三年、『高宮町史』一九七六年、『竹原市史』第一巻一九六三年、『千代田町史』古代中世資料編一九八七年、『沼田町史』一九八〇年、『廿日市町史』通史編上 一九八八年、『廿日市町史』資料編Ⅰ一九七九年、『福富町史』二〇〇七年、『船越町史』一九八一年、『三原市史』第1巻一九七〇年、『向原町史』一九八九年、『八千代町史』一九九〇年。

阿岐国造家・国廳屋敷・厳島神社国府上卿屋敷 田所明神社〔厳島遙拝所（国廳神社）⁽²⁴⁾・槻瀬明神⁽²⁵⁾）大黒社合祀〕

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』和書厳島神社定勅使祭主田所主税元教家文書所収
国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』和書厳島神社定勅使祭主田所伊織元俊家文書所収
広島県重要文化財紙本墨書田所文書（安芸国衙領注進状一巻一四頁・沙弥讓状一巻一二頁）所蔵。

最後の正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅

使祭主田所元善竹槌・飯田直彦『『田所累系』』明治五年（一八七二）七月一日・明治八年（一八七五）三月

一二日・明治九年（一八七六）二月二日此三度差出扣（田所家文書）^{ひかえ} 広島府中町、田所家。（田所家文書）
『広島府中町、田所家、一八七二年・一八七五年・一八七六年。および府中町史第一卷一九六頁、田所氏系譜；五日市町史上巻、一四三・一四四頁、『芸州府中荘誌』田所家世次譜、一九六・一九七・一九八・一九九頁。等の系譜によると』

注(24) 『国史大辞典』によると府中村は國府の地なりと。

『芸州府中荘誌』村の北方石井城に國廳屋敷と呼ぶ地あり國廳神社 宇石井城國廳屋敷（現田所屋敷内）往古國廳内に神社を設け廳員一同朝、夕禮拜したもの。

注(25) 『芸藩通史』卷二名神考 安芸國神名帳五三二頁 田所氏の宅後に神石あり、つきのかみと称して、毎年正月三日十二月晦日、燈を献じて之を祭る。槻瀬明神は『芸藩通史』名神考 安芸國神名帳に正二位五前の位階とある。

『田所累系』家系図の内、主要な者のみで、他は省略した。

天湯津彦命（安芸津彦命）の後裔、その五世孫 阿岐国造・飽速玉命の後裔、五日市町三宅の田所屋敷に代々居住。佐伯郡譜代の郡司を世襲。

○佐伯資隆という。佐西四度使（22）、姓平又佐伯両姓、当國執事職、免狀ニ有リ*（九〇〇十二）

氏三宅、通称相知不レ申、又田所ト云ハ免狀ニ任ニスト田所執事職ニ有ルヲ以テ代々田所・三宅両名を用ユ、尤年号ハ分リ不レ申、元祖ヨリ十五代高資代相論之事有而、弘長二年（一二六二）夏上洛ス、其時重代之書類周防之國阿弥陀仏の宿所ニ預ケ置、文永三年二月十五日、同所出火ニテ代々の書類、國宣、年々の免

狀悉く消失ス、然リト雖モ知行無ニ相違ニ旨ヲ訴エ、讓リ狀ノ旨ニ任セ、弘安十一年（一二八八）五月日免狀ヲ賜ハリ、其ノ免狀アリ、元祖ヨリ十五代迄之年号悉く相知不レ申 安芸國府・府中に赴任ス。

○資遠 資遠 佐西四度使、姓平又佐伯両姓相伝フナリ、*（九三〇十二）氏三宅、伝云、佐西四度使ニテ当國佐伯郡三宅村ニ住セシ故ナリト、又田所ハ當國田務職タリシヲ以テノ事ナリシト云フ

（*世襲にて佐伯郡三宅村ノ田所屋敷ヨリ國府府中に赴任ス）

○資俊 佐西四度使、姓平、氏三宅、父資遠 齡八十有余ニテ卒ス、*（九五五十一）

此時親族池田四郎季直ト云者田所執事職ヲ欲ニ押領、
然レトモ無ニ其謂ニ旨訴ニ朝廷ニ、如レ元令レ得レ讓ト伝云フ、此者迄三代佐西四度使トアレドモ、佐西四度使免狀焼失ニテ相知不レ申

（*世襲にて佐伯郡三宅村ノ田所屋敷ヨリ國府府中に赴任ス）

○信職 姓平、氏三宅、康平七年（一一〇四）二月朔日、父資俊之受レ讓而相統シ 任ニ田所執事職ニ、又寛治

五年（一一〇九）四月、田所代々職事欲ニ干嫡子兼信請ニ國裁ニ、則受レ讓此兼信補ニ任大帳所大判官代一信職ノ代 安芸國府・府中ニ移住ス。

○兼信 姓平、寛治五年（一一〇九）四月十日、父信職之受レ讓而任ニ田所執事職ニ之御庁宣ト云綸旨ヲ所持ス、又安南・佐東・加茂・高宮諸郡之内領知ヲ讓ルト云フコト本系図ニ相見エ、廳宣 田所大帳所惣判官代三善兼信、寛治五年（一一〇九）四月十日大介藤原朝臣 墨判 御朱印五カ所ニアリ

○俊兼 姓平、氏田所、

兄資家京都旅宿ニ於テ卒ス故、暫時為ニ養子ニ而家督令ニ相統ニ、任ニ從五位下、

(厳島社宮司 野坂家から発見された安芸国留守所補任状の写である。「留守所 補任 大掾職事

從五位下 平朝臣俊兼右人、為_レ致_二奉公之忠_一、補_二任大掾職_一如_レ件、だいじょうしき 庁宣承知用_レ之、故補任、
建久九年(一一九八)十一月六日 大判官代佐伯朝臣書判 佐伯朝臣 佐伯朝臣 権介惟宗朝臣
惣大判官代惟宗朝臣 目代(書判))

○信高 姓平、氏田所 建武二年(一一三五)十月、父信兼ヨリ受_レ讓、任_二田所惣判官代新左衛門尉平朝臣_一、
正平六年(一二五二)十月三日、安芸国河戸村國衙分_{二分}可_レ令_二領知_一旨常陸親王ヨリ令旨頂載 りようちせしむべき りようじ

永和五年(一二七九)二月廿五日、厳島社御勅使装束破損ニ付為_二料足_一当国入野郷一町之内三段、黒瀬町二
段、以上五段拜受之免状アリ りようそくとして

安芸府中町史第二巻及び広島県史古代中世資料編IV藤田精一氏旧蔵文書(二六一頁)
常陸親王令旨寫によると正平七年(一二五二)十月三日、 りようちたらしむべき りようじ

安芸国河戸村國衙分_{二分}任先例可_レ令_二領知旨、常陸親王ヨリ令旨頂載、 りようそくりようとして

永和五年(一二七九)二月廿五日、厳島社御勅使装束破損ニ付為_二料足_一当国入野郷一町之内三段、黒瀬村二
段、以上五段拜受之免状アリ

田所惣判官代新左衛門尉平朝臣及び厳島神社両度初申之御神事奉幣使祭主兼務、

『藝藩通志』巻一 百九十三・百九十四頁の『拾芥抄』によると

『「拾芥抄」』に、正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近_二代無_二其沙汰_一欵、とあり。されば後に官幣を止め
られし、なるべし。其の頃より、専ら故国府、田所氏已下の祠官等、祭事を掌ることになりしならむか。

初申祭 毎年、二月、十一月、これを行う。⁽²³⁾

注⁽²³⁾ 『拾芥抄』

『口遊』や『二中歴』などの系列に属する百科全書。『拾芥略要抄』ともいう。古くは洞院公賢の撰、同
実熙の増補としたが、和田英松は否定し、川瀬一馬は現存の『拾芥抄』は改編されたものでこれは洞院公熙
の撰とする。現存本は三巻。和田英松は永仁二年(一二九四)の写本のある『本朝書籍目録』以前の成立と
し、川瀬一馬は現在の改編『拾芥抄』は応暦四年(一一三四)四月より八月の間の成立とする。後堀川天皇を
当代とした所がある。

最古の写本は東大資料編纂所本で室町時代初期を下らない書写で、……上巻は歳時部より楽器部の三十
五部門、中巻は百官部より田籍部の二十五部、下巻は諸社部より養生部までの三十九部よりなり、宮城指
図、東西京図などの図、多くの勘文、吉備真備の『私教類聚』の目録、諸国の田数など重要な資料を含み、
主として貴族の教養に資するものである。著者を誰にしても多くの増補・書き継ぎがある。

『田所累系』によると 信高 姓平、氏田所(一一三五)

建武二年(一一三五)十月、父信兼ヨリ受_レ讓、任_二田所惣判官代新左衛門尉平朝臣_一、

永和五年(一二七九)二月廿五日、厳島社御勅使装束破損ニ付

為_二料足_一当国入野郷一町之内三段、黒瀬村二段、以上五段拜受之免状アリ

正平七年(一三五二)十月三日、

安芸国河戸村國衙分^{二分}任先例可^レ令^二領知旨、常陸親王ヨリ令旨頂載、

尚、『田所累系』によると、信高は在俊より以前に、在庁官人と奉幣使を兼務しているの、在庁官人の職務と初申神事の祭祀の奉幣使を世襲して初申神事をしていたと考えられる。

在庁官人兼厳島神社初申之御神事勅使兼務

○源

在俊 姓平、氏田所(一三六六)貞治五年(一三六六)十月朔日、父信高ヨリ受^レ讓、任^二田所惣判官代太

郎左衛門尉平朝臣、

ちぎようたるべき

みぎようしよ

貞治六年(一三六七)十二月、河戸村一分方國衙職事可^レ為^二知行^一旨御教書拝受アリ、

さだめらるしようにやくに

至徳二年(一三八五)十月朔日、被^レ定^二厳島上卿役^一御証文拝載ス、御装束モ拝載ス、

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使^{こふしやうけい}国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主

田所氏は正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使^{こふしやうけい}国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主を明治五年(一八七二)まで世襲した。

○最後の正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使^{こふしやうけい}国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、多家神社(埃宮)社司(官司)歴任 田所元繁^{げんぜん}元善^{たけつち}竹槌等の後裔……安芸の国の歴史と伝統文化を

伝える会 会長 田所明神社 官司 田所恒之輔

○著作 田所恒之輔^{たけふのすけ} 令和五年六月七日

○著作権は田所恒之輔が有す。